

平成30年第4回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成30年12月12日 開会

平成30年12月14日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成30年第4回新十津川町議会定例会

平成30年12月12日（水曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員会報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
 - (1) 事務報告
 - (2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 随時監査結果報告
 - (5) 定期監査結果報告
 - (6) 行政監査結果報告
 - (7) 一部事務組合議会報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 請願第2号 日米物品貿易協定交渉に関する請願
- 第8 報告第7号 専決処分の報告について
- 第9 議案第46号 新十津川町冬期生活助成事業に関する条例の制定について
(内容説明まで)
- 第10 一般質問
- 第11 議案第47号 新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第12 議案第48号 新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第13 議案第49号 新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第14 議案第50号 平30年度新十津川町一般会計補正予算（第7号）
(内容説明まで)
- 第15 議案第51号 財産の取得について
(内容説明まで)
- 第16 議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について
(内容説明まで)

◎出席議員（11名）

1番 進藤 久美子 君 2番 杉本 初美 君

3番	鈴井康裕君	4番	小玉博崇君
5番	白石昇君	6番	西内陽美君
7番	安中経人君	8番	青田良一君
9番	長名實君	10番	笹木正文君
11番	長谷川秀樹君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
保健福祉課長	遠藤久美子君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後木満男君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	中畑晃君
会計管理者	内田充君
代表監査委員	山本忍君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高宮正人君
--------	-------

◎町民憲章朗読

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さんおはようございます。
開会に先立ち、町民憲章を朗読いたします。
皆さん、ご起立ください。
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗読してください。
町民憲章。

〔町民憲章朗読〕

- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただ今から平成30年第4回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただ今出席している議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき順を追って進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、9番、長名實君。
10番、笹木正文君。両君を指名いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
定例会の運営について、報告を求めます。
青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

- 議会運営委員長（青田良一君） おはようございます。議長の指示をいただきましたので、去る12月7日、議会運営委員会が開催されました。その内容について報告を申し上げたいと思います。

3番の出席者は記載のとおりでございます。

4、説明員として、総務課長に出席をいただきました。いつもであれば、副町長も出席ということですが、風邪のためお休みということで欠席となりました。

5番でございます。協議事項でございますが、（1）平成30年第4回定例議会の会期は、

議案等を考慮いたしまして、本日12月12日水曜日から12月14日金曜日までの3日間といたしたいとするものでございます。

(2) 日程でございますが、裏面に記載されておりますので、お目通しをいただきたいと思えます。

(3) 付議案件でございますけれども、報告が1件、条例の制定が1件、条例の一部改正3件、平成30年度会計補正予算が1件、財産の取得1件、公の施設の指定管理の指定1件、計8件である旨、総務課長から説明を受けたところでございます。

(4) 今議会の一般質問の通告者は6人、件数で11件となっております。

(5) 請願、陳情等の受理状況についてですが、議会事務局長の方から12月6日現在、請願が1件、要望1件を受理しているという旨の報告を受けました。その中で、請願1件につきましては、所管の委員会の方に付託をいたし、内容についての審議をお願いするという事で決定をいたしました。

以上、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月14日までの3日間といたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月14日までの3日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の随時監査結果報告、5番の定期監査結果報告、6番の行政監査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

はじめに私が関係しております、去る11月30日開催の平成30年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会の報告をいたします。

まず、諸般の報告について、閉会中の11月6日に組合議会の副議長である赤平市議会選出の植村議員から、組合議会議員の職を辞したいとする旨の申し出があり、地方自治法第126条の規定により、11月9日をもって許可することが報告されました。

議席の指定について、上砂川町長の改選に伴い議席の指定が行われました。

会期の決定後、前田組合長から行政報告として、奈井江浄化センターも供用開始後32年が経過し、安定した施設運営を継続するために、施設を所有する北海道では、設備の更新を新長期的な視点で進めており、今年度は、沈砂池設備の更新を行っていること、今後も

関係機関と協議を密接に行い、維持管理、更新、修繕の最適なバランスを図りながら、より一層の経済的運営管理に努めていくこと等が報告されました。

次に、議案の内容は、報告4件、認定1件、議案1件でございまして、報告第1号は、継続費精算報告でありました。

石狩川流域下水道施設等維持管理業務にかかる平成29年度年割額2億2,946万5,000円に対し、実績支出済額が2億1,546万円となり、1,400万5,000円の減額執行との報告がありました。

報告第2号は、平成29年度の執行事務に対する定期監査報告でありました。宮崎監査委員から、一部契約事務に改善検討が必要な事項が、軽易な指導事項はあったものの適正に執行又は管理されているとの報告がありました。

報告第3号は、例月現金出納検査報告でありまして、平成30年1月から9月までの現金出納検査報告書をもって説明は省略されましたが、検査結果はいずれも誤りは認められなかったとの内容でありました。

報告第4号は、平成29年度決算に係る資金不足比率でありました。監査委員からの審査意見書も付いた上で、資金不足が発生していないことの報告がありました。

以上の報告第1号から第4号までの4件は、いずれも報告済みとなりました。

続きまして、認定第1号は、平成29年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定でありまして、一般会計歳入歳出決算書と合わせて、監査委員からの決算審査意見書を付けておりました。

決算概要は、歳入歳出予算額5億8,671万6,000円に対し、歳入決算額5億3,067万9,388円、執行率90.4パーセント。歳出決算額5億1,067万9,155円、執行率97パーセントで、差し引き2,000万233円の余剰を生じ、黒字決算となった内容でございまして、原案のとおり認定をいたしました。

議案第1号は、平成30年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算第1号で、歳入歳出予算の補正でありました。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,336万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,319万6,000円とするもので、歳入では、平成29年度決算額が確定したことによる繰越金及び基金繰入金の増額によるもの。歳出では、平成29年度決算額が確定したことによる構成市町の負担金の還付に伴う過年度還付金の増額でございまして、原案どおり可決されました。

以上で、平成30年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会の報告といたします。

なお、議案等資料につきましては、所定の棚に保管されておりますので、後ほどお目通しを願います。

以上で、石狩川流域下水道組合議会の報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 引き続き、中空知広域市町村圏組合議会の報告を笹木正文君よりお願いいたします。

〔10番 笹木正文君登壇〕

○10番（笹木正文君） おはようございます。議長より指示をいただきましたので、去る11月30日に招集されました中空知広域市町村圏組合議会の第2回の定例会の報告をいたします。

議案に入る前に、本年度付けで職員の異動がございまして、監査事務局長、杉原慶紀氏、

そして、主幹の稲井健二氏の紹介がございました。

次に、前田理事長より行政報告が行われたところであります。

行政報告が終了後、7件の議案審議に入りまして、うち3件は報告事項であります。

報告第1号、専決処分の補正予算では、平成30年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計補正予算第1号を歳入歳出予算総額に140万円を追加して、予算の総額をそれぞれ4,545万1,000円といたしました。

報告第2号、第3号の定期監査報告、例月現金出納検査報告の2件については、双方とも報告済みとなりました。

次に、認定第1号から第4号までは決算認定でありまして、平成29年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算。平成29年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算。平成29年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算。平成29年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算。この4件につきましては、決算の認定について、すべて認定済みというふうにされました。

また、議会終了後に第1回の理事、議員連絡会議が開催されまして、3件の報告、協議事項がございました。

一点目としては、平成31年から平成35年までの第4次ふるさと市町村圏計画における序論、基本構想、基本計画、事業計画等についての内容説明でございます。

二つ目として、平成31年度中空知広域市町村圏組合予算編成の方針案についての説明でございます。

3点目は、第29回中空知ふるさと市町村圏議員交流会開催要領案の説明ということであり、これら3項目については、すべて承認されました。

なお、来年の第29回の中空知ふるさと市町村圏議員交流会は、滝川市によって行われる予定でございます。

以上をもちまして、平成30年第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会の報告といたします。

各決算の金額等を含みます詳細につきましては、議案書とともに各資料、事務局に提出しておきますので、後ほどご覧をいただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知広域市町村圏組合議会の報告を終わります。

引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を、安中経人君よりお願いいたします。

〔7番 安中経人君登壇〕

○7番（安中経人君） おはようございます。議長より指示がありましたので、滝川地区広域消防事務組合議会第2回定例会についての報告をいたします。

会議の期日は12月4日、1日限りで開催され、会議の内容は、行政報告のあと報告2件、議決案件3件、認定1件の内容でありました。

報告については、平成30年1月分から平成30年9月分までの例月出納検査報告と定期監査報告であります。

次に議決案件について。

議案第1号、平成30年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算第1号であります。内容は、歳入歳出それぞれ3,167万4千円を追加して、歳入歳出それぞれ21億8,259万4千

円とするものであります。

補正の主な内容は、職員給与費、需用費、債務負担行為の設定と損害賠償請求に伴う措置であります。なお、損害賠償請求は、平成25年デジタル無線設備導入に関し、契約相手方NECが、公正取引委員会が平成29年2月3日、談合認定した5社に関わっていることから、不利益を生じた相当分の損害賠償を請求した結果、本年11月14日合意したことによるものであります。不利益総額は2,180万2千円として歳入に、国庫補助事業により実施した事業であることから、歳出で国庫に返納と地方債の一部繰上償還の予算措置であります。この件に関しましては、原案のとおり可としたものであります。

次に、議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可としたものであります。

議案第3号について、滝川地区広域消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例、これについても原案のとおり可としたものであります。

最後に認定であります。認定第1号、平成29年度滝川地区広域消防事務組合一般会計歳入歳出の決算の認定については、決算を認定したものであります。

以上、会議に出席してまいりましたので報告といたします。なお、会議資料は、事務局に保管してありますので、詳細についてはお目通しをいただきたいと思います。以上で終わります。よろしく申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、中空知衛生施設組合議会の報告を西内陽美君よりお願いいたします。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がありましたので、去る11月26日に招集されました平成30年第2回中空知衛生施設組合議会定例会の報告をいたします。

まず、諸般の報告では、当組合議会副議長で赤平市市議会選出の植村真美議員から、組合議会議員の職を辞したい旨の願い出があり、11月6日付けをもって許可したことを、議長の私からご報告いたしました。

次に、組合長による行政報告でございます。滝の川斎苑の改築について、これまでの施設の広さ約600平方メートルから改築後約1,400平方メートルの2.3倍となり、会葬者同士が顔を合わすことなどないように配慮され、コンパクトな動線を取り入れるなど、現在、実施設計を取り進めており、11月末に設計が完了する予定であるとの報告がございました。

続いて、今定例会の議件ですが、報告2件、認定1件でございます。

報告第1号は、定期監査報告でございます。宮崎監査委員から、平成29年度の執行事務について、適正に執行または管理されているとの報告がございました。

報告第2号は、例月現金出納検査報告でございます。平成30年1月分から9月分までの現金の出納保管状況の検査の結果、誤りは認められなかったとする報告書をもって報告済みといたしました。

認定第1号は、平成29年度中空知衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定でございます。予算額8億2,133万円に対し、歳入決算額8億3,228万円。歳出決算額7億6,857万円で、差引き6,371万円の歳計剰余を生じ黒字決算となった内容でございまして、原案どおり認定いたしました。

なお、認定第1号に添付されました参考資料の中に、組合市町負担金内訳がございまし

た。本町分のみご報告いたします。火葬場費275万2千円、衛生センター費96万4千円、ごみ処理施設費7,021万9千円となっております。

以上が、平成30年中空知衛生施設組合議会第2回定例会の内容でございます。議案書などは、議会事務局にお届けをしておきますので、後ほどお目通し願います。

以上で、中空知衛生施設組合議会の報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知衛生施設組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知教育センター組合議会の報告を、白石昇君よりお願いいたします。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） おはようございます。議長のご指示がありましたので、空知教育センター組合議会の第2回の定例会の報告をいたします。

去る11月26日、1時30分より空知教育センター大会議室において開催をされました。

最初に前田組合長の行政報告に次いで、議案の審議に入りました。

議案は、最初に報告第1号、定期監査の報告であり、次に第2号として、例月現金出納検査報告の2件であります。宮崎代表監査委員より監査報告があり、適正に処理をされているという報告がございました。

続きまして、定期監査の報告でございますが、平成30年9月25日から平成30年11月25日まで、概ね適正に処理をされているが、軽微な事項については、直接担当者に指導をしたということであります。

例月現金出納検査では、30年1月から3月、4月から6月、7月から9月までの報告で、記載されている係数と関係帳簿、証書類等確認を行い、月末における金融機関の預金残高の照合結果に誤りはないという報告であります。

次に認定第1号、平成29年度空知教育センター組合一般会計、特別会計、歳入歳出の決定についてでございます。一般会計、特別会計に総額で申し上げておきたいと思えます。

合計歳入については1,823万2,703円、歳出については1,697万6,472円。したがって、125万6,231円の剰余金が出て黒字決算となったという報告であります。

そして、平成29年度の決算報告がございまして、宮崎監査委員の意見書、そして、宮崎監査委員から意見書を添えて認定をされました。

なお、一般会計においては935万円の歳入に対して905万円の歳出であり、執行率が97.2パーセントとなり、健全な財政の運営と認められております。消費的経済の経費の節減により30万円余りの剰余金を出したということでもあります。

特別会計では、研究事業特別会計歳入498万円に対して、これも93パーセントの執行率で、教員のニーズに応じた出前講座などを実施し、ほぼ目的を達成をされたという報告であります。

それから、研究事業特別会計では930万円の計画に対して90.2パーセントの執行率であります。教育課題の解明と教育のリーダーとなる教職員の育成を図る目的を進めていったところでもあります。これは、来年度に向けてもう少しパーセンテージを上げていきたいなという、そういうことでもありました。

以上を申し上げまして、報告といたしたいと思えます。また、詳しい内容につきましては、所定の棚に置いておきますので、お目通しを願いたいと思えます。

以上で、私の報告を終了させていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 空知教育センター組合議会の報告を終わります。

引き続き、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を長名實君よりお願いいたします。

〔9番 長名實君登壇〕

○9番（長名實君） おはようございます。議長の指示がございましたので、去る11月30日招集されました中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告をいたします。

議案については、報告が2件、議案1件、認定が1件でございます。

まず、定期監査報告について申し上げます。監査の結果につきましては、収入、支出、現金出納、契約等の財務に関する事務は、関係法令に基づき適正に執行されており、各諸帳簿等関係書類の整備状況も適正であると認められたということでございます。

それから、報告もう1件につきましては、例月現金出納検査報告でございますが、検査の結果、例月現金出納検査表に記載の計数と関係諸帳簿、証書類との計数確認を行い、月末における金融機関提出の預金残高証明書を照合した結果、一般会計及び歳入歳出外会計ともに計数上の誤りは認められなかったということでございます。

次に議案第1号、この件につきましては、当組合の上田正昭氏が、12月1日で監査委員の任期切れとなるため、新たに歌志内市出身の加津武氏を選任いたしました。加津氏におかれましては、歌志内市の監査委員を務めておられます。

次に認定第1号、平成29年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計決算審査の意見書でございます。検査の対象は、平成29年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算書。もう1件は、決算関係の書類でございます。歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書でございます。

審査の結果につきましては、当年度の決算は、予算の定めるところによって適正に執行されていると認められるので、特に付すべき意見はないということでございました。

以上をもちまして、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

これをもちまして、日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 改めまして、おはようございます。議長の指示をいただきましたので、平成30年第3回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元に資料を配付させていただいておりますので、主だったものを説明させていただきたいというふうに思います。

まず最初に、総務課の関係でございます。

秋の叙勲において、長年にわたり地域農業の振興に貢献されました元信連の会長でございました菅原輝一様が11月3日付で旭日小綬章を受章され、11月19日ご来庁になり、受章の喜びを報告していただいたところでございます。

次に、表彰の関係でございます。

今年100歳の長寿を迎えられました3名の方に内閣総理大臣からお祝い状が届きましたので、9月14日に伝達を行ったところでございます。

11月7日には、滝川市において更生保護功労表彰祝賀会及び退任保護司の感謝の集いが開催され、本町の保護司、金行健次様と西内陽美様が、長年にわたる更生保護活動のご功績により北海道地方保護司連盟会長表彰を受賞されるところでございます。

また、長年にわたり教育委員会委員長及び委員としてご尽力いただきました、熊澤定男様が地方教育行政功労者表彰を受章され、12月7日に伝達式を行ったところでございます。

続いて、寄附の関係でございます。会社設立50周年を迎えてのお礼として、多額のご寄附をいただきました株式会社遠藤組様に、町政の振興、発展のために多額のご寄附をいただきました弥生区、菅原輝一様に、それぞれ新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈させていただいたところでございます。

母村交流の関係でございます。

11月10日、東京都で開催されました関東十津川郷友会総会及び懇親会に、小林副町長、長谷川町議会議長、宮本ピンネ農業協同組合長、伊藤商工会長が出席をいたしました。懇親会には、約40の方が参加し、互いに交流を深めさせていただいたという事の報告を受けてございます。

また、町職員3人が10月24日から26日までの間、民生委員児童委員15人が11月2日から4日までの間、消防団員6人が11月15日から19日までの間、それぞれ母村十津川村を訪問し、村の皆さまと懇談、交流をし帰町をしたところでございます。

次に、ふるさと納税の関係でございます。

総務省より返礼品の調達価格を3割以内に見直すように要請があり、見直さない自治体については、制度の対象外にする旨の通知があったところでございます。本町の場合、約6割の返礼品が調達価格の3割を超えておりましたので、寄附をしていただいた方の不利益を鑑み、11月1日から3割以内となるよう見直しを行ったところでございます。

次に、自主防災会長連絡会議の開催でございます。

北海道胆振東部地震による大規模停電時の町や行政区の対応について検証をするために、各行政区の自主防災会長による連絡会議を10月2日と12月4日に開催をいたしました。その会議での意見を踏まえ、避難所運営マニュアルや会館に最低限必要な備蓄品について、平成31年度の整備に向け検討を進めることとしてございます。

次に、住民課関係でございます。4ページをお開き願います。

保険医療の関係について、報告をさせていただきます。

11月30日現在の国民健康保険の加入世帯数は922戸、被保険者数は1,640人で、前年同期と比べ42戸、75人の減少となっております。また、後期高齢者医療制度の被保険者数は1,429人で、前年同期と比べ7人の減少となっております。

11月30日現在の福祉医療受給者数は、子ども医療受給者が795人、ひとり親家庭等医療受給者数が224人、重度心身障害者医療受給者数が183人となっております。

次に、環境衛生、塵芥処理の関係でございます。

廃棄物の不法投棄防止看板やセンサー式赤色回転灯を設置し啓発をしているものの、不法投棄は発生している状況でございます。9月1日から11月30日までの不法投棄件数は2件あり、バッテリー、蛍光管など7点を回収いたしました。

一般廃棄物の処理状況は、4月1日から10月31日までで、可燃ごみ517トン、不燃ごみ55トン、生ごみ251トン、粗大ごみ71トン、資源ごみ85トンとなっており、前年同期と比べ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみが増加傾向となっております。

6ページをお開き願います。

租税教育でございます。

11月13日に新十津川小学校6学年児童59人に対し、新十津川町租税教育推進懇話会及び滝川税務署主催による租税教室を開催いたしました。児童に対し、租税について知る機会を提供し、将来の納税思想向上を目的として視聴覚教材を使用しながら授業を行ったところでございます。教室終了後に、税に関する標語を作成していただき、租税表現の優れた作品を選考し、11月29日に新十津川小学校で優秀作品の11人を表彰いたしました。

また、12月3日から16日までの間で農村環境改善センター町民ギャラリーに、6学年児童全員の作品を展示したところでございます。今後におきましても、滝川税務署と連携を図りながら租税教育の推進に努めてまいるところでございます。

次に、保健福祉課関係でございます。

ふるさと学園大学は、9月から11月までに3回開催され、延べ345人が受講いたしました。11月10日には、ふるさと学園大学の取り組みを町民にも広く知ってもらうために、全町民を対象とした土曜講座を開催し、一般社団法人ふるびら和み代表理事で看取り師である本間利和子氏による、看取りに関する講演並びに釧路労災病院脳神経外科部長で医師の井須豊彦氏による、腰痛椎間板ヘルニア治療に関する講演会を開催し、学生と町民合わせて約140人が受講いたしました。

レクワーカー出前講座の関係でございます。

老人クラブ活動の活性化及びレクワーカーの実践のため、老人クラブの例会に出向き講座を開催し、23人が参加され、身体を動かすことの大切さ、レクリエーションの楽しさを伝えることができたわけでございます。

次に、9ページをお開き願います。

高齢者等除雪サービスでございます。

在宅高齢者等の除雪サービス事業では、11月30日現在で34人が登録されております。また、高齢者世帯等除雪費助成事業では、11月30日現在で73世帯が利用申請をしているところでございます。

続きまして、12ページまでお願いをいたします。

栄養改善事業であります。

食育推進は、9月13日と14日に新十津川小学校において食生活改善推進員協議会と共同で、野菜をもっと食べようをテーマに学童栄養教室を開催し、4年生53人が参加をいたしました。また、11月17日には同協議会が主体となり親子クッキング教室を開催し、親子10組21人が参加をしたところであります。

次に、産業振興課の関係でございます。14ページをお開き願います。

農業農村PR事業でございますが、10月13日に道庁赤れんが庁舎前で開催されました、農業や農村の役割の理解を図る、農業、農村体験フェスタに、町観光協会、新十津川農業高校、徳富ほおずきの会、新十津川総合振興公社などが合同で参加し、高校生が実習で育てたほうれん草、レタスなどの農産物や加工品の販売したほか、食用ほおずきや酒米粉を

活用したシロップの試食などを行い、農産物や特産品などのPRを行ったところでございます。

農村環境整備については、農業用廃プラスチック適正処理対策協議会で、10月25日に本年度2回目の農業用廃プラスチックの回収を実施し、延べ171戸、35.3トン进行回収しました。本年度の農業用廃プラスチックの回収実績は、搬入戸数延べ452戸、搬入重量は107.4トンとなったところでございます。

次に、16ページをお開き願います。

ファームステイの関係でございませう。

11月末現在の中高生のファームステイの受け入れについては、受け入れ農家数13戸、受け入れ学校数15校、受け入れ生徒数438人となりました。前年度と比較すると、学校数で1減、生徒数で69人減となっておりますが、胆振東部地震発生に伴う影響への懸念から北海道への修学旅行を取りやめた学校が4校あり、これが計画どおり来られていたとした場合の前年度対比につきましては、学校数で3校の増、生徒数で39人の増となる見込みでございませう。

続きまして、建設課の関係でございませう。

冬期除排雪でございませう。

10月1日に町道の除排雪業務を委託いたしました。本年の除雪対象路線は、250路線で187キロメートル、うち道路の排雪は141路線で38キロメートル、歩道の除雪は12路線で12キロメートルとなっております。

今年の初雪は11月20日に観測され、11月30日に降雪があったことから、除雪車の初出動をしておりまして、昨年より14日遅くの出動となっております。

お手元の資料は、11月30日現在の降雪量等が記載されておりますが、本日現在の数値を口頭で付け加えさせていただきます。

本日、12月12日現在の降雪量は111センチメートル、積雪深は20センチメートルとなり、前年に比べ、降雪量で129センチメートルの減、積雪深では27センチメートルの減となっておりますので、昨年と比べると半分以下の数値となっているところでございませう。

なお、除雪車両の更新として、本年5月に発注をいたしました7トン級除雪トラックが11月7日に納車され、安定した除雪作業に向けての充実を図ることができているところでございませう。

また、1月31日には道路パトロール車が納車の予定となっております。

次に、安心すまいる助成事業でございませう。

個人住宅の改修工事費用を助成する安心すまいる助成事業は、11月30日現在で62件の申請があり、費用概算額で1億5,241万4千円、助成予定額2,143万5千円となっております。

以上申し上げまして、平成30年第3回定例会以降における行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

ここで11時5分まで休憩といたします。

（午前10時54分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時05分）

◎教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、教育行政報告を行います。
教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、平成30年第3回定例会以降における教育行政報告を申し上げます。お手元の教育行政報告書により、主なものを報告申し上げます。

まず、教育委員会関係では、3回の定例会を開催しております。

9月19日は、報告3件の説明を行いました。報告第40号では、平成30年度全国学力・学習状況調査結果について、報告いたしました。今年、国語、算数、数学に加え、3年に1回の理科の教科が加わりましたが、小中学校ともにすべての科目で、全道、全国平均を上回りました。なお、すべての科目が全道、全国平均を上回ったのは、同調査が始まって以来、両校とも初めてとなります。

次に、10月23日は、報告3件の説明を行いました。報告第43号では、平成30年度上期9月末現在における社会教育関係施設の利用状況について、報告いたしました。

11月27日は、報告2件の説明を行いました。報告第45号では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育行政事務の管理執行状況点検及び評価結果について、報告をいたしました。

次に研修ですが、11月9日に栗山町で行われました空知管内町教育委員会連絡協議会研修会に教育委員と共に出席し、「これからの時代に求められる資質、能力の育成」をテーマに、学校における子どもたちへの学習指導方法について、北海道立教育研究所企画研修部、中澤美明部長の講義を受講いたしました。

次に、小学校の関係でございますが、10月2日、6年生がアイヌ「チセ」の見学を國學院大學北海道短期大学部連携事業として行っております。

また、同日、特別クラブ合唱団が、かおる園を訪問して合唱を入園者に披露しております。

次に、10月21日には、学芸会が行われ、各学年の発表のほか、特別クラブの合唱、獅子神楽、スクールバンドが、日頃の練習の成果を立派に披露し、来場者から温かい拍手をいただいております。

続きまして、10月24日、小学2年生が新十津川駅から浦臼駅までJR札沼線の乗車体験をしております。

2ページをお開き願います。

11月10日、議員各位を始め、歴代町長、教育委員など75人の来賓が出席され、開校10周年記念式典が行われました。また、同式典の席上、歴代の校長、PTA会長に感謝状が贈呈されるとともに、校訓を揮毫された東志青頓様のご紹介と校歌を作曲した、シンガーソングライターの五十嵐浩晃さんによる校歌指導を受け、開校10年の歴史を振り返るとともに学校並びに児童が未来に向かって羽ばたく願いを込めて、会場の全員で校歌を斉唱いた

しました。

3 ページに移りまして、中学校関係ですが、9月28日に新十津川中学校2年生が、地域の食材を知る授業の一環として、徳富区の食用ほおずき作付圃場の見学と試食を行い、10月15日の調理実習では、ほおずきをハンバーグやパスタなどの食材として使用いたしました。

11月16日に新十津川町教育振興会主催の公開研究会が、「共に学び合い、深め合う生徒の育成」を研究主題に中学校で開催されました。新小、新中の教諭、さらには、中空知の中学校教諭も来校され、公開授業や分科会を通して、主体的、協働的な学びを重視した授業実践について、研鑽いたしました。

次に、学校教育関係ですが、10月11日に平成31年度新入学児童就学時健康診断を実施いたしました。現在のところ、対象児童数は41人であります。今年度の1年生と比較すると現在の1年生は46人であり、5人減少となっております。

4 ページをお開き願います。

新十津川農業高等学校関係ですが、9月30日に岩見沢市でパン甲子園2018inいわみざわ大会に出場し、金滴酒造の酒粕をパンとクリームに加え考案した、もちとろ酒粕くりむパンが3年ぶり2度目となる準グランプリ賞を受賞いたしました。

次に、10月24日には、鹿児島で開催された第69回日本学校農業クラブ全国大会農業鑑定競技会に生活の部で、2年生の小岩昭太さんと高瀬優衣さんが出場いたしました。

また、10月27日に創立70周年記念式典、講演会が行われ、竹林空知教育局長、また、町からは、熊田町長、長谷川議長、笹木教育振興会長、教育委員など来賓33人が出席され、創立70年の歩みを振り返り、歴代校長、PTA会長への感謝状の贈呈、さらに、農生会が作成した直近10年間の活動を振り返るスクリーンを鑑賞いたしました。

さらに、式典終了後には、自立と依存をテーマに、全日制第1期生卒業の元滝川高等学校校長の西村耕司様の記念講演を受講いたしました。

次に、記載はしておりませんが、現在の農業高校の3年生の進路状況について、お知らせいたします。3年生の生徒数は31人でありまして、進学希望者は7人中6人が内定しております。就職等希望者は24人でありまして、19人が内定しており、19人の就職内定者のうち4人の方が町内に就職予定でございます。進学と就職を合わせた内定者は25人となっております。内定率は80パーセントで、昨年同期は51パーセントでございましたので、昨年と比較して良い結果となっております。

次に、学校給食センター関係ですが、給食調理員の安定確保による美味しい学校給食の提供を行うため、31年度から向こう5年間の調理等業務を、今まで同様民間業者に委託するため事務を進めてまいりました。10月22日の告示を行い、申込期限までの希望業者につきましては、現在、調理等業務を行なっている株式会社ニッコトラスト北海道の1者でありました。

11月26日に新十津川町と雨竜町の理事者、課長職5人で構成する委託業者選考委員会で、業者からのプレゼンテーションを受け各々が評価を行い、30日の第4回委託業者選考委員会において全会一致で、予定業者を札幌市の株式会社ニッコトラスト北海道に決定いたしました。

5 ページに移りまして、その他でございますが、10月14日の健康づくりの町宣言50周年

健康フェアでは、学校給食の献立で人気の高い、こぎつねごはんを調理し提供販売いたしました。

また、給食用には10月24日にJAピンネゆめぴりか生産組合から、ゆめぴりかを120キログラム、11月30日には新十津川土地改良区からななつぼし80キログラムの新米を寄贈をいただきました。

続きまして 社会教育関係で通学合宿でございますが、11月13日から17日までの間、規則正しい生活習慣や学習習慣を身に付けることを目的とした通学合宿をふるさと公園ヴィラトップで行い、小学6年生33人が参加し、グループ単位で宿泊し、全員で登校する生活を送りました。

続きまして、とっぷ子どもゆめクラブでございますが、11月3日に芸術作品に親しもうをテーマに、町内吉野のかぜのびを拠点として作品制作を行い、活躍中の五十嵐威暢先生の世界展が札幌芸術の森で開催され、児童、保護者、指導者の41人が150点に及ぶ作品を鑑賞いたしました。

6ページをお開き願います。

芸術鑑賞事業ですが、11月17日にも、今度は一般町民を対象として、同じく五十嵐先生の作品観賞ツアーを行い、橋本区女性の会など22人が参加し、当日行われた五十嵐先生とグラフィックデザイナー、原研哉さんとのトークショーに出席いたしました。

次に、文化団体でございますが、11月17日に第30回の節目となるアザレアコーラス定期演奏会が、また、12月1日には、結成35周年となる男声合唱団スノーグリー記念演奏会が、ゆめりあホールで行われ、日頃の練習の成果を息の合った合唱で披露していただきました。

7ページに移りまして、各施設の利用状況でございますが、開拓記念館につきましては、NHK新十津川物語が特別アンコールとして再放送されたこと、さらには、JR札沼線の利用者が増え、来町者が開拓記念館に立ち寄っていただいたことなどにより、2,347人の入館者があり、前年と比較して1,097人増加いたしました。

また、体育施設につきましては、温水プールが9月30日に、サンウッドパークゴルフ場は11月4日に、ピンネスタジアムなどの屋外体育施設の利用につきましては、11月14日をもって営業を終了いたしました。

利用人数につきましては、施設により増減がありますが、今年は悪天候の日が多かったこと、さらには、昨年は、8月にイースタンリーグの公式戦があり利用者が多かったことなどから、今年のピンネスタジアムの利用者につきましては、7,436人となり、前年と比較して5,474人減少いたしました。

次に、生涯スポーツ推進事業でございますが、様々な種目を行っております。8ページをお開き願います。

11月3日に新十津川小学校の体育館におきまして、長野県ご在住で、スラックラインの昨年の世界チャンピオンでありました木下晴稀選手、年齢18歳の方でございますが、このチャンピオンをお招きし、演技披露と体験講習を町内外の参加者25人に来ていただきました。

少年団等の活動でございますけども、11ページをお開き願います。

スラックラインですが、9月22日に京都で開催された第9回日本オープンスラックライン選手権大会におきまして新小5年生山森さほさんが出場し、ジュニア女子の部で第3位

となり、主催者の特別賞となるギボン特別賞を受賞いたしました。

その下のバトミントンでございますが、8月25日に釧路市で行われました第37回北海道小学生バトミントン大会、4年生以下女子ダブルスの部に、新小4年生の賀川柚音さんが、滝川市の小学3年生の選手とペアを組み出場し、準優勝となり、今月24日に東京都八王子市で開催される全国大会に出場いたします。

また、新十津川尚武会、泉谷文雄様、桜心流剣詩舞会、下屋敷洋介さんにつきましても、北海道の代表として全国大会に出場し、それぞれ健闘いたしました。

次に、そっち岳スキー場の関係でございますが、スキー場のリフト稼動に係る索道事業で、平成20年8月から今年7月まで10年間運転無事故となり、10月15日に国土交通省北海道運輸局長から新十津川町が表彰を受けました。

また、スキー場のオープンにつきましては、明日13日を予定しておりましたが、積雪不足により、オープンを延期させていただきました。オープンが決定次第防災無線、ホームページ等でお知らせしたいと思います。

また、6月議会で財産の取得の議決をいただきました圧雪車につきましては、12月4日に無事納車され、安全運転と安全営業に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、図書館関係でございますが、12ページをお開き願います。

特別事業で11月18日に大人の図書館講座として、読み聞かせボランティア養成講座講師田嶋扶二子さんによる朗読とギターリスト廣田幸政さんによる朗読とギターの調べを図書館ギャラリーで行いました。参加者、町内外から50の方が楽しいひと時を鑑賞してございます。

次に、その他でございますが、10月12日に図書館ギャラリーで、作家さんから借用させていただいていた展示作品3点が盗難に遭う被害が発生いたしました。図書館開館中の事件であり、図書館の管理責任者として大変申し訳なく、ここに深くお詫び申し上げます。

以上申し上げまして、平成30年第3回定例会以降における教育行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

◎日程変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで、日程を変更いたします。

日程第7、一般質問を繰り下げ午後1時から行うこととし、日程第7として、請願第2号、日米物品貿易協定交渉に関する請願を、日程第8として、報告第7号、専決処分報告についてを、日程第9として、議案第46号、新十津川町冬期生活助成事業に関する条例の制定についてを上程いたします。

◎請願第2号の上程、説明、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、請願第2号、日米物品貿易協定交渉に関する請願を議題といたします。

紹介議員であります鈴木康裕君より内容の説明を求めます。

3番、鈴木康裕君。

質疑はございませんか。

5番、白石昇君。

○5番（白石昇君） 今の紛失に対する補償ということではありますが、例えば、いろんな展示をする場合、保険を掛けるわけなんですね。そういうことが、従前として掛けられていなかったということなのか。

それともう一つは、展示に当たっての契約の内容で、例えば、依頼するのと展示をしてくださいというのとはちょっと違うかもしれませんが、展示を要請された場合には、一切の責任は当方では持ちませんみたいな契約もあるかと思います。

そういうことが実際にされていたのか、ないのか。

今後、そういうことを考える必要性があると思うんですけども、答弁お願いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中畑晃君） それでは5番議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、保険の加入についてでございますが、こちらから展示を依頼し、原画展など高価な作品を展示する際には、動産保険を掛けているというのが通例で行われてございました。

また、出店者からの展示申し込みがあった場合には、場所をお貸しするという意味合いが強いことから、通常、展示中の損害については、図書館は責めを負わないというような約束事で了解をいただいているところでございます。このような場合には保険を掛けていないということでございます。

今回のケースでございますが、年度当初、この展示については計画をしていなかったわけなんですけど、紹介者からの斡旋により展示するに至ったといった中で、展示中の責任の所在については曖昧なまま進めてしまったということでございます。

そのようなことから、作者側、展示者側には、正式にそのような責任のことについて通告していなかったものですから、図書館側、教育委員会側で賠償せざるを得ないというような状況になったところでございます。

その点につきましては、管理者、責任者の私としても非常に指導が甘かったなというふうに感じておるところでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

1番、進藤久美子君。

○1番（進藤久美子君） 非常に残念なことが起きたなっていうふうに思っているところでございます。

今後も、この図書館のギャラリーに展示されるものについて、どのような対応をしようとお考えになっているのか、今後の対応についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中畑晃君） それでは1番議員さんのご質問にお答えいたします。

発生後の対応でございますけれども、11月に予定していた同様の金属の作品展につきましては、中止をさせていただいたところでございます。

また、年を明けて1月、2月に展示する予定でございますが、これにつきましては、作者側にこの事件について説明をさせていただいておきまして、作成側の意向により計画どおり開催する方向で進めているところでございます。

また、今後の対応策でございますが、後ほど補正予算でも計上させていただいているところでございますけれども、三つの方法により、今後、対応していきたいというふうに考えております。

まず1点目といたしまして、貸し出しカウンター、勤務者以外の職員が腕章をつけて一定時間ごとに巡回をしていたわけなんです、これについては更に強化をしていきたいということ。

2点目といたしまして、壁掛け型の作品が今回、盗難にあったわけなんです、壁に近づかないように、パーテンションスタンドを新たに設置させていただきたいというふうに考えております。

3点目といたしまして、ギャラリー展示は貸し出しカウンターから死角となつてございますので、新たに防犯カメラも設置したいというふうに考えております。貸し出しカウンターにモニターを備えつけまして、見える化を図ることで、併せて録画をしておくというような形をとりたいと思います。

いずれにいたしましても、臨時職員の方々が、今後、不安を抱きながら勤務をすることのないよう、万全な対策を持って対応に当たりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第46号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第46号、新十津川町冬期生活助成事業に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第46号、新十津川町冬期生活助成事業に関する条例の制定について。

新十津川町冬期生活助成事業に関する条例を、次のように定める。

次ページをお開き願います。下段に提案理由が記されてございます。

社会的弱者世帯に対し、冬期間の暖房費用の一部を助成し、これら世帯の経済的負担の軽減を図るため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、保健福祉課長より申し上げますので、議決賜りたく
よろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 遠藤久美子君登壇〕

○保健福祉課長（遠藤久美子君） それでは議案第46号、新十津川町冬期生活助成事業に
関する条例の制定についての内容を説明させていただきます。

第1条は、条例の目的を規定しております。本条例は、冬期間の暖房費用の一部を助成
することにより、経済的な負担を軽減することを目的とするもので、暖房費用とは灯油に
限ったものではございません。

第2条は、定義規定でございます。

第3条は、助成の対象となる世帯を規定しておりまして、本年12月1日現在において、
高齢者世帯、こちらは今年度、65歳以上の方で、29年分の収入金額及び合計所得金額の合
計額が80万円以下の方又は身体障害者手帳1級又は2級の方が同居している世帯。

障害者世帯は、身体障害者手帳1級若しくは2級の方が世帯主又は特別障害者手当の支
給を受けている世帯。特別障害者手当とは、20歳以上の方で、著しく重度の障害にあるた
め、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して支給される手当でございま
す。

ひとり親世帯は、児童扶養手当の全部の支給を受けている世帯が対象となっております。
ただし、これらの世帯であっても、住民税が課税されている方がいる世帯など、第1号か
ら第5号までのいずれかに該当するときは、助成の対象とはなりません。

第4条、助成の方法は、1万円相当の商品券を交付することにより行います。

第5条は、助成の申請及び期限で、平成31年3月31日までに申請をしなければならない
ことといたしました。

第6条は、助成の決定について。

第7条は、商品券の返還について規定しております。

続いて、附則について説明いたします。

附則第1項は、この条例の施行期日の規定で、公布の日から施行すると定めています。

附則第2項は、有効期限を定めておりまして、平成31年3月31日限りで、その効力を失
うこととしております。

今年度限りとしました理由につきましては、冬期間の暖房は、灯油の家庭が多いであろ
うことから、今年の灯油代の高騰に鑑み、助成の決定をしたところでございまして、今後
については、その時の灯油代などの状況により判断するということとさせていただきます
た。

なお、本事業による対象世帯ですが、高齢者世帯135世帯、障害者世帯28世帯、ひとり
親世帯18世帯、他に異動を考慮しまして、合計200世帯と見込んでおります。

以上で、議案第46号、新十津川町冬期生活助成事業に関する条例の制定についての内容
の説明を終わります。

よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第46号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで午後1時まで休憩といたします。

（午前11時49分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、一般質問を行います。

先例にしたがい、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

3番、鈴木康裕君。登壇の上、発言願います。

〔3番 鈴木康裕君登壇〕

○3番（鈴木康裕君） 議長のお許しをいただきましたので、私は、教育長に一般質問をさせていただきます。

表題にあるとおり、道立新十津川農業高校について、お伺いしたいと思います。

新十津川農業高校は、本年創立70周年を迎え、記念式典が10月27日に行われました。昭和23年に本町の農業振興と後継者育成を図るために、滝川女子高等学校新十津川分校として設置されたものであります。

しかしながら、ここ7年の卒業生の中に、すぐ就農した者はいませんし、新十津川中学校からの進学者も昨年は2名と寂しい限りであります。

昨年の新十津川中学校の卒業生の中には、遠距離通学費助成制度を利用して、岩見沢農業高校に進学した子もいると聞いております。

本町の農業高校の設立当時の理念から遠く離れた現状を、私は深く憂えるものであります。

去る11月10日に行われました新十津川小学校の開校10周年、その記念誌の中に将来の夢として、農業をやりたいと、そういうふうにした子が全学年で9名おりました。この子達の夢を実現させるため、新十津川農業高校はどうあるべきなのでしょう。

道立高校なので、やれないことがあるというのなら、町立に移管して、本町の農業振興の即戦力となるような人材を育てるようにはできないのか。

教育長の見解を伺いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは、3番議員さんのご質問にお答えします。

3番議員さんがおっしゃったとおり、新十津川農業高校は、昭和23年に北海道滝川女子高等学校新十津川分校として開校し、昭和27年には独立して新十津川高等学校となりました。昭和44年、定時制から全日制に移行し、昭和48年4月1日に、町民を始め、町の長年の念願が叶い道立高校となり、学校名が現在の北海道新十津川農業高等学校となって今日に至っております。

開校以来、卒業生は延べ2,689人を数え、本町はもちろんのこと、中北空知で農業経営者として多くの方が活躍されております。また、全日制になってからは、多い年で71人の卒業生を送り出しましたが、農家の減少や少子化の影響を受け、平成11年には16人にまで落ち込むこととなりました。その後、高校の配置計画に伴ってやや回復し、昨年度の卒業生は37人となっております。

ご指摘のとおり、近年は卒業後すぐに就農した生徒がいない状況で、その要因としては、農業を受け継ぐ生徒がわずかなこともございますが、より高い知識をもって就農するため、毎年のように、更に進学している状況にあります。

農家戸数の推移を申し上げますと、新十津川農業高校が全日制になった翌年の昭和45年、農家戸数は1,350戸ありましたが、平成29年には330戸となり、15歳以上の農家世帯人口も7,103人から1,223人にまで減少しています。当時から比べ、戸数で4分の1以下、世帯人口では5分の1以下となっております。

開校10周年記念誌の中に、将来の夢として農業をやりたいと書いた児童が全学年で9名いたことは実に喜ばしいことですが、町内の需要数だけでは、この地域に適した農業に特化した高校を町立で行うことには、経営的にも困難があると言えます。

そのようなことから、将来、農業をやりたいという生徒を広域的に集めるためにも、道立での高校を維持していくべきと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、お話にありましたように岩見沢農業高校は、北海道の中でも中心的な農業高校として7つの学科を有し、充実した環境を整えているため、本町から通学している生徒も存在します。

希望の学科を目指すことは当然ですし、それぞれが自分に適した環境の中で充実した3年間を過ごしていただくことが何より大切であると考え、通学費についても支援しているところでございます。

新十津川農業高校は1学科1学級ではありますが、水稻を中心とした栽培や経営の基礎技術を学ぶ農業コース、栽培とともに調理の技術、介護技術などを学ぶ生活コースに分けて生徒の育成に努めております。

また、全国で唯一農業生活科を設置する学校でもあります。

また、近年は地域と連携し、食用ほおずきの栽培や、パンやジャムなどを制作するなど、特色ある学習に取り組んでいます。

本町の農業振興の即戦力となる人材の育成については、一定程度の水準をもって取り組んでおりますし、北海道としても農業学科を有する学校については特別の配慮をもって存続する指針を示していることから、70年の伝統を有する学校として、これからも、学校、教育振興会、PTAなどと連携し、適切な支援を継続して、魅力ある学校づくりを応援して参りたいと考えているところでございます。

以上、3番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 3番、鈴木康裕君、再質問を許します。

○3番（鈴木康裕君） ただ今、教育長の丁寧なご答弁、誠にありがとうございました。

ご承知のとおり、我が町新十津川の基幹産業は農業であります。将来の農業後継者を育てうる環境づくりは、将来のまちづくりにつながるものであります。

新十津川農業高校は、小学校の食育活動にも深く係わっております。小学1年生から6

年生まで、それぞれ学年ごとにテーマをもうけ、高校生が小学生の先生役として作物の栽培、食物の重要性を伝えているところです。

しかしながら、近年は中学生との交流が少なくなっている。そう感じざるをえません。せっかく小学生の間は、大きく言えば技術伝承ということができているのに、中学生になると寸断されてしまうと。それが昨年の進学者2名という数字に現れたのではないかと、そういう分析もあるのではないかと私は思うものであります。

やはり、小学、中学、高校と教育を継続することによって、農業後継者の育成が図られる。それが引いては町の発展につながる、そう信ずるものであります。

また、高校の所管を北海道から新十津川町に代えることによって、我が町の方針がダイレクトに伝わる。農業高校の発展につながるものと私は思います。

一つの良い例が三笠にあります。

去る11月17日に北海道新聞で三笠レストラン大繁盛ということで、皆さんもご承知の通りと思いますが、少子化などで悩んだ三笠高校は2012年に道立から市立に移管しました。食の専門家を養成する道内唯一の食物調理単科高校として生き残りを図ったわけです。調理部、製菓部など、部活動の一環としてレストランを運営し、調理や接客の研修を積んでおります。その結果、今年7月からの開業以来、毎週土日は満員御礼が続いている、そう報道されているとおりでございます。

新十津川農業高校も町の管理下に置き、その方針を明確に伝え、少子化に影響されない、地元からさらに愛される環境にしてはどうかと思いますが、教育長はどうお考えになるかお聞かせください。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 3番議員さんの再質問にお答えいたします。

まず1点目のご指摘の小学校と高校の連携は行われているが、中学と高校の連携が小学校程ではないというご質問に対しましては、3番議員さんのご指摘のとおり、中学校と高校の連携につきましては、今現在、特に行っていない状況でございます。

そのようなことから、今後におきましては、授業時数等のこともございますが、総合学習、いろんな面で、中学校、高校、連携しながら、更に特色ある農業高校の存在なり、農業を認識してもらい取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

それから、町立にすべきでないかということにつきましては、先ほどの答弁もさせていただきましたけども、町立という考えは持っておりません。

道立高校でも、町の道立になった歴史、町が教育に力を入れてこの町ができた歴史等々踏まえて、今後も道立高校でも町立と同じような特色ある農業高校が経営できると思っておりますので、その辺については考えてございません。

以上申し上げ、3番議員さんの再質問に答弁させていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

はい、3番、鈴木康裕君。再々質問を許します。

○3番（鈴木康裕君） 確かに道立から町立に移管しますと、財政的な負担は今までよりもはるかに増すというところがございます。

しかしながら、先ほどから申してまいりましたように、その後のまちづくり、ひとづくりの効果

の方がはるかに大きいのではないかと、私は信じるものであります。

今年、我々議員会では、政務調査で後志管内の真狩村を訪れております。人口二千人あまりの村で立派に村立の農業高校を運営しておりました。また、お隣の留寿都村も同じでありました。ここは人口二千人を切る中で高校を維持しているわけでありました。

真狩村は札幌から80キロ、高校には寮があり、札幌出身者には週末帰省の送迎バスが運行されています。新十津川も札幌から同じ80キロ余り、魅力ある学校づくりをすれば、札幌からの生徒も募集できると、そういう同じ条件ではないでしょうか。

また、魅力ある学校づくりのために様々な工夫も必要になるでしょう。就職のためにいろいろな資格取得、研修も実施しておられるところですが、近年の進学者も増えてきている現状にも対応が必要かと思えます。

数年前の話ですが、私の所属していた上大和第一利用組合に北海道大学から学生が数名田植えの研修に来ておりました。その中で一番動きがよく熱心な若者がいたので尋ねてみますと、帯広農業高校の出身でありました。高校時代頑張ったんだねえと、そう言うと、AO入試、つまりアドミッションオフィス試験で入ったんだと教えてくれました。AO入試とは、学力試験を課さず、高校における成績や調査書の審査をもとに、小論文や面接で合格の判断をする入試制度ですが、この制度で大学に進学し、その後、彼は実家の農業を継いだと聞いております。

今話題の下町ロケットの舞台になっている自動運転トラクターは、北大の研究が一番進んでおります。もし、我が町が今後IT農業の推進に本気で臨むなら、この制度を利用して国公立大学に進学し、本町農業をけん引する人材になってもらう、こんな目標を立てても良いのではないのでしょうか。

夏の甲子園で一躍有名になった秋田の金足農業高校は、毎年4、5人の国公立大学進学者がいるそうでありました。まさに、文武両道を実践している高校でもあります。

新十津川農業高校は、北海道に230ある高校の中で、農業高校と名乗りを上げている10校のうちの1校であります。この名に恥じぬよう校訓の不撓不屈の精神で、これからも本町農業をけん引していただきたいと、そう思うところではありますが、もう一度、教育長のお考えをお聞かせ願えればと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 3番議員さんの再々質問に答弁させていただきます。

今ほど、他自治体の存立の高校の事例について、ご意見をいただきましたが、新十津川農業高校につきましては、平成6年に入学者が少ない中で、新十津川中学校寄宿舎を新十津川農業高等学校寄宿舎として開設し、さらに平成7年には、寄宿舎の増改築30名定員を行い遠距離入学者の受け入れ体制を整え、教職員は、当時、札幌圏まで生徒募集に奔走されました。

そのような中、町としては当時できること、農業高校の生徒確保に向けて、できる限りの支援をしたところでございます。

そういうような歴史を振り返りましても、まずは今年70周年を迎え、北海道、新十津川町、関係機関ともに80年、100年に向けて、新十津川農業高校の魅力ある高校づくり、魅緑の里を、更に関係各位で道立高校として存続していこうと誓い合ったところでもござい

ます。

そのような中で、同じ答弁になるかもしれませんが、そういう道立高校でありまして、町の思いを踏まえて、素晴らしい魅力ある学校づくりを支援するなり、意見をいただいて、道立高校新十津川農業高校ならではの学校づくりに協力、支援していきたい、そのように考えているところでございます。

新十津川農業高校につきましては、生徒数の減少する空知管内においても、少子化の影響により生徒数が減少する中、広大な空知に位置する都市近郊型農業及び福祉教育の発展充実を目指し、農業及びヒューマンサービスに関連する分野に従事する人材の育成を行うことで、今日の農業高校を迎えております。

そのような中で、いろいろな分野で就職されてることも素晴らしいことだと思っております。

そのような中で、今後につきましても、道立高校として発展していることを念願していることを申し上げ、3番議員さんの再々質問の答弁に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですね。以上で、鈴木康裕君の一般質問を終わります。

次に8番、青田良一君。登壇の上、発言願います。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは、一般質問をさせていただきます。

新十津川小学校の皆さん、ようこそ議会へお越しくございました。私達議員も多分、町長さんも、皆さんがお越しになるのを心から待っていたことと思います。

皆さんにとって議会というのは、どういう存在なのか、私はちょっと表現することができませんけども、なるたけ分かりやすく、これから質問をさせていただいて、そのやりとりが、皆さんに分かるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

皆さんのところに、こういう紙が行っていると思っております。これ議会の事務局が作ってくれた資料でございますけども、その一番後ろの方に一般質問ということが書いてあるんで、ちょっと見てください。

これは、議会議員になりますと与えられている一つの権利というふうに言っていると思います。議員になりましたら、こういう議会の中で、町民の思いとか、願ひとか、あるいは自分の考えとかというものを自由にしゃべる機会というのは、この一般質問の場所でございます。議会というのは年4回開かれますので、1年間に4回この一般質問をする機会があるということでございます。

そういうことで、基礎知識を学んでいただいて、これから質問させていただきたいと思っております。

私の一番目の質問は、町長にお聞きしたいと思っておりますが、林産業の活性化ということについて、お尋ねをしたいと思っております。

ほぼ決まりだと思っておりますけれども、森林環境税というものが導入される運びで縷々進んでいるというふうに思っております。これはどういうことかと言いますと、森林が持っている機能というのはたくさんあります。一つは、水を溜めるという機能を持っています。これは水源涵養機能といいまして、この山に木がなければ、降った雨がすごい勢いで下の方に流れてきて大変なことになってしまうんですね。木があることによって、山に降った雨

も木がしっかり保水することによって、大きな災害を防ぐことができます。

今回もいろんな所で災害がありましたけども、もし木がなかったら、こんな災害では済まなかったはずなんです。まだまだひどい災害が起きていたというふうに思います。

そういう大事な機能を持っているということをお考えになって頂きたいなというふうに思います。

その他に、森林の持っている機能といたしましては、人を癒していく力もあるんですね。町が作ってくれました創造の森の中に出かけてみますと、とてもいい雰囲気、気持ちになります。それは、木から出てくるある酵素が人間の精神状況に対して、非常に有効な効果を働かすということが、もう研究で知られております。

その他に、小学生の皆さんは分かると思いますけれども、植物は、炭酸ガスを吸収して酸素を出すという作用を行います。今、地球の温暖化というものが話題になっておりまけれども、そういうことも森林をたくさん増やすことによって、少しは貢献できるというふうなことが考えられます。

そこで、うちの町は、ものすごく大きな面積を持っておりますけれども、その中の実は、70数パーセントは山林なんです。その山林をどうやって生かしていくかということは、私達議会も、それから皆さんがやっている行政側も、そして、町で暮らす人達にとっても、大きな課題になってくるんだらうというふうに、私は思います。

今までは、うちの町はどちらかというと農業が中心でございましたけども、それだけな広大な面積を占める山林をどうやって生かしていくかということは、非常に大きな課題になっているのではないかなというふうに思っております。

そういうふうにして、あまり恵まれなかった森林を何とか成長産業にしていきたいということから、この森林環境税というのが決まりまして、2024年か5年頃から、住民税に1,000円上乘せした分が森林環境税という形で納めることになってくるというふうに思います。それを、その税をどうやって生かすかということについて、実は今回は質問としてお聞きしたいんですね。

そのようにして、なんとか林産物を活性化して、今の農業主体の産業形態の補完をする。あるいは、その林産物という部分について、新たな産業を興していくというふうなことが、この税の目的と言いますか、狙いになっております。

そこで、こういった情報が流れている中で、うちの町は、どの程度の準備がなされているのか。あるいは、この税に対して、どういう期待を持っているのか、こういった部分について、まず、町長にご答弁をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、8番議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

今ほどの質問の森林環境税は、新たな税目でありますので、最初に概要について説明をさせていただきます。

森林環境税につきましては、パリ協定の温室効果ガスに係る排出削減目標の達成、災害防止を図るための地方財源を安定的に確保することを目的とし、平成30年度税制改正大綱に考え方が示され、森林関連法令の見直しを踏まえた上で、平成31年度税制改正大綱にお

いて創設を明記されることとなりました。

今ほど8番議員さんからの質問の中にありましたように、森林環境税は、森林が国土の保全、水を溜める水源の涵養、地球温暖化の防止、木材等の物質生産など、さらには、心を癒すなど多面的機能を有することから、都市部の住民を含めた国民全体で森林を支え育て、その恩恵を還元していこうという仕組みでございます。

市町村が個人住民税と合わせて年額1,000円を賦課徴収し、都道府県を通して国に納め、国は、その収入相当額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に再配分をいたします。

森林環境譲与税の用途方法でございますが、大きな区分としまして間伐などの森林整備、人材育成と担い手の確保、木材の利用促進、普及啓発の4点が示されております。

また、新税であるため、その性格から既存施策への予算に充当するのではなく、新規の施策若しくは事業量を増加させる施策に充てることが求められております。

森林の整備では、全国で高齢化や木材価格の長期低迷により森林所有者の経営意欲が低下し、適切な森林施業が行われていない森林が全国的に多く発生している現況を踏まえ、森林所有者の森林経営に対する責務が明確化されたところであります。

全国的には、森林組合と委託契約を行い適切に管理されているという森林は、3割と非常に低い状況であります。北海道はその割合が7割程度であり、本町は人工林に関しましては適切に管理をされている森林が7割を超えておりますが、まずは、管理されていないと見られる森林の現況を把握することから手掛けることとなります。

本年度は、基本となる林地台帳の整備により、施業が適切に行われていない森林の抽出作業を行っているなど、適切に準備を進めているところであります。

来年度は、その森林所有者に対し新たな法制度の趣旨を周知するとともに、今後の森林経営管理について意向調査を行なうこととしております。なお、意向調査とその後の森林の整備に当たりましては、本町の森林を熟知し整備を進めている森林組合や林業経営者から情報を得ながら、それぞれの団体が持つ機能を充分発揮していただくことが、円滑な森林整備に結びつくと考えておりますので、連携を図りながらしっかりと準備立てて執り進めていくこととしていただいております。

また、北海道からは、この税を活用した新たな市町村単独事業の創設を提案されており、この事業は、森林整備の水準を把握し、それを超える部分を自主的に森林整備することとなりますので、間伐などの森林施業を進めることで適切な山づくりが行われ、災害等も減少させることにもつながるものと考えております。

木材の利用促進では、ご承知のとおり、現在、木質チップによるバイオマスボイラーの導入を計画をしているところであります。チップボイラーの導入により、その原料となるチップは、間伐材も含め、本町の更なる木材の利用促進につながり、地域林業の活性化や地産地消のエネルギー社会づくりに貢献するなど、森林環境譲与税の有効な活用策の一つとして考えております。

冒頭に申し上げましたとおり、森林環境税は、都市部の住民を含めた国民全体で森林を支え育て、その恩恵を還元していくという仕組みでございますので、事業を実施する側は、納税者に対し説明責任を伴うものでございます。

本町では森林環境税が有効な活用ができるよう、そらち森林組合など関係者と連携協力し森林資源の循環利用を図りながら、森林事業の活性化、成長産業化につなげ、林業の振

興発展に努めていくことを申し上げ、8番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 8番、青田良一君。再質問を許します。

○8番（青田良一君） 町長からご答弁いただきました。制度的なものも含めての説明がありました。恐らくあるだろうと思って、私はしゃべらなかつたんですけども、ちょっと答えが予想されたようなものでございましたんで、私はちょっと物足りないなと思ってんですけども、森林をどういうふうに育て、活用していくかという部分で、高知県辺りは、もうすごく早くから、私の調べた限りでは2003年から実は税をとって、それを森林の活性化に活かしているんですね。

今回、導入されるこの税は、既存の補助金とは全く別個に使うという方向で示されて、今、町長がおっしゃるとおりですね。その中で森林を作っていこう、守っていこうという話は聞こえました。私が期待したのは、その森林を使って何かできる産業を新たに興していくような発想をお持ちでないかなということ、実は、そののところが聞きたかったわけですね。

例えば、置戸町では、ほとんど森林の町ですからオケクラフトみたいなものを作って、いわゆる木工製品を作って、それを町の目玉にして、それが認知されることによって、実は技術者として置戸に住んで、それをやりたいというような人も現れてきているということですね。

それはそういう一つの産業が町の目玉になり、そして人を呼び込んでくるというふうな、そういう作用ができるだけの基礎になる面積が、うちの町にはあるんだろうというふうに理解しつつ、そういうことを伺ったわけですね。

実際には吉野の方で木工製品を作った方もおられましたけども、もう辞めてしまいました。結局は、企業というよりも、個々の趣味をちょっと上乘せしたような形で終わってしまったということで、非常に残念でなりません。

ですから、何かそういう方向に向かって、研究、努力して、先駆けて手を挙げて、そして、林産物をどういうふうにして産業として成り立たせるかという重大な使命に、私は、山がいっぱいある町として、あるいは道有林とか保安林とかという部分で、国土の保全に協力してる町として、そういう物を活用することを、ぜひ、考えていただきたいなど。

前問と同じようなことになりますけども、ちょっと考えていることのずれがありましたので、再度お尋ねして、この部分についての質問を終わりたいと思います。よろしく願います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、8番議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。森林の使い道という部分では、いろんな成長産業化があるというふうに思います。

今ほどのご質問の中にあつたように、この森林環境税の導入の前には、全国の都道府県で先駆けて同じように木材の活用、森林を守る、そういった形の中で都道府県で先行して、その税を使って山づくりをしているところはたくさんありました。

そういった都道府県があつたことから、その調整も含めながら、今の全国的に一律に市長村民税で徴収するという仕組みが少し遅れたという経過もあるのではないかとこのように

に思います。

今まで行ったところにプラスして、この税金を加算するのからだとか、いろんな調整があったということもご理解はしているものというふうに思います。

そういった中において、今ほど言ったオケクラフトなりは、一つのその町が特化をして進められていることで、非常にその町の特産品なり、そういったものでは脚光も浴びておりますし、非常にそういうことは優良事例であるというふうに認識をしております。

本町の場合、先行して吉野地区の木材工芸の研究会もあり、素晴らしい作品を提供、生産をしていた経過もあることは、私も認識をしております。そういった中においても、木材を活用した物づくりという部分では、技術、いわゆる、そういったものが非常に先駆的にやった技術者がいないと、そういう技術伝承に繋がっていかないということにもなってまいります。

そういったものの取り組みについては、今、ゼロからスタートするにはなかなか困難なことでございますので、そのことをやはり、やりたいなり、何かその思いを起こす人が新十津川に来て、そういったことがやる切っ掛けになれば、そういったことが活用として木材の利用につながっていくというふうに思いますけれども、そういったことではなく、今回の森林環境税の町の考え方としましては、全体の木材の森林をしっかり守っていこう、そして今、山として施業のされていない山をしっかり個人の方々に森林組合だとか、施業している方々の知恵だとかを聞きながら、山をしっかり作る、そういうことが川下にいる都会の人方に、安全な恩恵が被っていくものだというふうに考えております。

8番議員さんの言う、そういった森林の活性化の使い方も当然有効だというふうにはありますけれども、うちの町としては、そういう部分ではなく、全体の山づくりをしっかりしていき、その状態をしっかり守って、この森林環境税も、少しずつその森林環境譲与税の金額も年々増していくということが見込まれておりますから、その金額の上増しを考えながら、しっかりそういったものを整備をし、更に深めていきたいという、そういう考え方であることを申し上げ、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 8番議員よろしいですね。

それでは、次の質問。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） 次の質問、これも町長にお聞きします。

お金の話なんで、私あんまり言いたくないんですけども、ある方々より、こういう話がありましたので、議員という立場で、そのことを整理をして町長にお伝えしたいと思っておりますので、明快なご答弁をいただければと思います。

町長の報酬というのは、どうやって決まるかということなんですけれども、基本的には、報酬審議会という第三者委員の方々が、このぐらいがいいだろうということで、それが議会に上り、議会が賛成するという形で決まります。当然、そのお金を出すための条例があることは、皆さんご存じだと思います。

今、一般的には、やはり人口の多いところは、首長さんの報酬は高い。人口の少ないところは、やっぱりそれなり低いというふうな構図になっているのも、これも一般的だと思います。

そこで、そういう流れの中で実は、うちの町は人口減少が進んできております。したが

いまして、1万人仮にいたとした時の報酬と、5,000人いた時の町長の報酬が同じであるはずがないと思う人が、実はたくさんいます。それは、私もそれよく分かります。そういうことは、一般的な人達の考え方であろうかなとます。

そこで、以前にもちよっとお金の話聞いたんですけども、その時にお答えになったのは、上げるときは審議会を開いて、時代の流れだとか、財政の状況だとか、さまざまなことを考慮して、そこに諮問をするという流れにしますけれども、下げるときは、その報酬審議会はいらぬんだというふうなことでのご答弁がありました。

そうなりますと、何人減ったらお金が下がってというふうなことを、住民には一向に見えないわけですね。それはやっぱり、先に作られました基本条例、これの町長は何をするか、議会は何をするか等々を読んでいきますと、やはりそういう細かなことにつきましても、やっぱり住民に対して情報を明らかにしていくということは非常に大事なわけであって、ですからこういう現状を受けて考えるのであれば、町長あるいは理事者3人の方と言ってもいいと思うんですけども、その人達の報酬を決めるという部分の審議会を、適宜に開催する必要があると、私は思います。

それによって、現状のままでいいとか、下げるべきだとかということ、やっぱり客観的な目で整理をしていただきながら、最終的に議会の議決を経て決定するというふうな流れを、きちっとやるべきでないかなというふうに、私は思うんですね。

実は、町長、何ぼもらっているか私はちょっと分からないんですけども、そういう住民の声というのはやっぱり、私は正しいと思いますんで、代表する形で質問をさせていただきます。

ですから、この適切か適切でないかという部分と、それから上げるか下げるかという部分について、やっぱり、せつかくあるこの条例等と審議会の機能を生かしながら、的確な判断で決定するものを決定していくという流れを、しっかりと作るべきだというふうに思いますので、この点について町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、8番議員さんの2点目の質問にお答えをさせていただきます。

私の報酬についての質問という事でございます。質問の中にありましたように、特別職職員等報酬審議会につきましては、理事者3人の給料だけではなく、議員報酬の額も併せて、私の立場から意見を聞く諮問機関として、平成13年に設置されてございます。

設置から平成17年までの間は、報酬等を改定しようとしたときは、その報酬等の増減に関わらず審議会に諮問をし、答申を受けていたところですが、平成18年2月に開催した審議会において、今後において減額改定する場合は、審議会の意見を必要とせず、取り扱うことが適当との答申を受けたことから、その受けた内容でもって審議会の条例を改正し、議会の皆さま方の同意を得て、そういった経過に今に至っているところでございます。

審議会条例改正後は、行財政改革を推進するために実施をした特別措置条例による給料の減額措置のみだったことから、審議会は開催をしてございませんし、今、理事者3人は、

この行財政改革の下で減額措置をとった給与月額で対応をしているところがございます。

理事者の給料の額は、職責と役割を考慮ながら、全道や空知管内の町村の特別職に係る報酬等の実態、さらには、地域の産業、経済、社会情勢等の事情をも勘案した上で、総合的に判断されたものであると認識をしております。

報酬等に対する住民理解につきましては、毎年、新十津川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、給料月額及び期末手当の支給割合を公表することによって、広く住民周知、理解を図っておりますので、審議会を開催しないことをもって、8番議員さんがおっしゃるような自治基本条例にあたる住民が主体となる自治の考えに沿わないとは言えないと考えておりますし、的確な報酬額だというふうに認識をしているところであります。

なお、町長という職は、私から言うのもおこがましいわけではありますが、それぞれの自治体における執行機関の長として、人口に関わらず地位、権限などは、ほとんど変わらないということがございます。

今ほど質問の中に、人口によって一般的に報酬額は違うということは、札幌市だとかそういうとこと比べると確かに違うかもしれませんが、空知管内の市は市の状態、町は町の状態を見ると、そう大きな差はないということをご承知のことというふうに思いますが、ちなみに、あくまでも参考として押さえていただきたいわけではありますが、空知管内の町で比較をすると、本町は人口規模では、上から4番目であります。町長の給料月額は、11番目に位置していることを申し添えさせていただき、8番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 8番議員、再質問を許します。

○8番（青田良一君） 確認だけさせていただきたいと思えます。

住民からあるそういう声については、今、お答えになったことだと思うんですけど、今の答えを聞いてますと、例えば、今、6,600くらいですか。数年後に4,000人台、3,000人台になったとしても、それはあくまでも町長の職という部分に対して、今の報酬が相応しいという形を崩さないというふうな答弁ではなかったかなというふうに思うんですけども、住民感情としては、やっぱり、1万人、6,000人、5,000人となった時に、ずっと同じお金をもらってるのは、皆おかしいという人の方が多いんですよ。

ですから、それが正しいか正しくないかは別として、今の報酬審議会みたいな第三者委員会的なもので諮問して、今年の給与はこれで正しいですかというふうなことを聞くだけでいいわけですから、何も下げるときは、そこがいらなくなって言ったからといって、それが正しいということではないような気がするんですね。住民側の話の方が、むしろ私は正しいのかなと思えますので、その辺のことをもう一回確認させて、変わらないのであればそのままいくしかないと思えますし、説明はされているのは皆知ってます。まちづくり読本やなんかでね、こういうふうになってますよというようなことは情報は流れますから、それは知ってるかと思うんですけど、その上で、こういう話が出てきていることを認識しつつ、お考えになっていただければ、たいした作業ではないような気もするわけでありまして、もう一度だけご答弁いただきたいと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます

町長。

○町長（熊田義信君） 先ほどの質問の中にありましたように、いろんなことを勘案して、総合的な給料月額になっているということで理解をしていただきたいというふうに思いますし、報酬等の審議会は、私が諮問機関として、お願いをしたときに答申をいただくということでもありますから、私は今の報酬月額は、それ相応内に適しているというふうに考えておりますので、これは社会情勢の大きな変化によって変わった時には、当然そういう報酬等審議会にかけて、そういった議論を重ねていただくことがあるというふうに思いますけども、今の段階ではそういう考え方はありませんし、なお付け加えますと、空知管内においても、今ほどの質問にあったような人口の町はあります。その町は、私の町と比べて人口は3分の1かもしれませんが、報酬月額は、私のより上だということもありますので、そういったことをよく考えてご理解をしていただければ有難いというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

持ち時間もう半分以上経過してる中で、3つ質問残ってますので、配分を考えながらよろしくお願いいたします。

それでは次の質問、8番、青田良一君。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） なるべく簡単に質問させていただきます。

議長や副議長が全国議長会、副議長会に出席した時の話題提供を受けました。そこでの話題は、小さな町の議員のなり手の部分が話題になったということで、これは二元代表制、議会制民主主義を守っていく上で非常に大きな課題であろうというふうに、私は思ってます。

それで、この問題については、多分うちの町も起こりうる可能性のあるような時代になってきているなということでの認識を深めております。この問題について、ただ11名の議会議員だけが心配だ、心配だと言っているような時代ではないと思うんですね。

基本的には、もしも議会議員のなり手がなくてというふうなことは、町としても恥ずかしいことですし、実際に住民総会みたいな形で予算や何かを、あるいは条例なんかを議決するようなことになったら、町の執行側の人達も住民も、それはそれは想像つかないような面倒なことが起きるんだと思うんですね。

私は、何で今の時期、この問題についてお伺いしたかということ、やっぱり町全体でそういうふうな課題について、どうしたらいいかということをも真摯に向き合う時期に来ているんだらうというふうに思うんですね。

ですから、議員だけが何かを主張するのではなくて、やっぱり町ぐるみで、そういう問題について提起をして、やっぱり優れた人達をこの議事堂に招き入れるような工夫を、どうするかということを考えるべきだと思います。

先月の議会だったと思いますけど、小玉さんが、主権者教育についてお尋ねしたと思うんですけども、まさにそれに尽きると思います。一人一人がこの町を保つために、あるいは、この二元代表制をしっかりと維持していくために、どういう人達に、どういう働きかけをしていくかというようなことを、投票をするという行為と同時に、やっぱりものを考えていってもらわなければ、とんでもないことになるんでないかなというふうに思います。

町長は町長という立場ですから、議員がいなければ一般質問ないし、楽で仕方ないなど

いうことには決して思わないと思います。やっぱり、執行者と議会というこの両輪の中で質疑応答を繰り返しながら、町が良い方になっていくという部分について、共に努力すべきことが望ましい姿だなと私は思うわけでございます。

大変、突飛な質問で申し訳ないんですけども、この全国的な現状をどのようにお考えになって、何か町として、これに対する対応策とございますか、こういうことをとというような部分がありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、8番議員さんの3つ目の質問にお答えをさせていただきます。

人口減少と高齢化が進む地域においては、今ほど質問のあったように、議員のなり手不足が深刻化しており、仮に欠員が生じたときには、地域課題をきめ細やかに把握し、意思決定に反映させていくための機能が低下していくことにもなりかねず、非常に私も危惧をしております。

ご存知のとおり、地方公共団体の長及び議会の議員は、町民が直接選挙する二元代表制であり、執行権限を有している長と、議決権によりそれらを判断する役目を担う議員が緊張関係を保ちながら対等な立場により、議論を重ね、切磋琢磨していくことが重要であり、これこそが地方自治の根幹であります。

今ほど質問の中で一般質問が無くなれば楽だという事は、まったく考えておりませんし、良い意味での質問を繰り返しながら、町を発展させていくというのが、私の願いでもあります。

この二元代表制の下、私の立場から議員の皆さまの活動に対し、意見を申し述べるものではございませんけれども、議員定数等調査特別委員会では、平成29年6月より15回にわたり特別委員会を開催するとともに、地方自治の精通者を招聘しての講演会や、町民とのワークショップを開催するなど、議会の充実、活性化につながる活動をされ、今後も継続的に取り組まれるとのことでもありますことは、大いに評価させていただいているところであります。

対応策という事で問われたわけでありまして、それら活動の側面的支援として、本定例会において、新十津川町特別職職員報酬等審議会の答申に基づき、予算の執行権者として、議員の報酬改定案を付議しているところであり、議員活動の環境整備につきましても、新庁舎の建設に関し、議場等について、庁舎建設特別委員会のご意見を十分に反映した設計になってございます。

私たち町民は、この町を大切に思い、住んで良かったと感じられる町となるように、子供から高齢者までが知恵と力を出し合い、まちづくりの主体として自ら行動することによって、真の町民自治の実現を目指します。

これは、議員の皆さまも認識されている新十津川町まちづくり基本条例の理念であります。第17条には町議会の責務、第18条には町議会議員の責務が掲載されておりますが、第20条には、町長の責務として、町民自治の実現を図るため、町民の視点に立って町政を執行するとあります。

私は、私のやるべきことをしっかりやり、町民と手を携え、協働のまちづくりを推し進めていくことが、町民の参画意識の向上、ひいては、議員のなり手不足解決につながるものと確信をしております。

併せて、これは私の思いであり、8番議員もそうであると思えますけれども、議員の皆さま方がそれぞれの地域で、町民の目線に立った議員活動、顔の見える活動をより一層展開しながら、議員としてのやりがいや、議会の大切さを伝えていただくことが、議員のなり手不足の解消にもつながると思えますし、期待をしているところであります。

いずれにいたしましても、この問題は町全体の問題でありますし、町の将来にかかわる重大な問題でもございます。真摯に私も向き合っているところでございますし、議員の皆さまと一緒に知恵を出し合いながら、今後とも取り組んでまいりたいことを申し上げ、8番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それでは、8番、青田良一君、次の質問に入ってください。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） あんまりしゃべっていると時間がなくなりますので手短かに、次、教育長に質問させていただきます。

この度の学力テスト、非常に好成績で、私は非常にうれしく思います。本当に全国、全道を上回ったというような結果を見まして、これが、町ができる最大な子育て支援だと思います。

何よりも、お母さん方やお父さん方が、その結果について喜んでいると思います。

この取材クルーが新小に入ったとかっていう噂を聞きました。それを聞いたお父さんやお母さんの一部から、こういう理由で入ったということを知り、私、非常に嬉しかったです。ですから、私が言いたいのは、これで満足するほどではなくて、ぜひ、全国一を目指していただきたいんですよ。

これはですね、「これを目指して頑張ります」と教師が言っても、反対する人は誰もいないんですよ。お父さん、お母さんは喜びます。そして、さっきの鈴木さんの質問とリンクしますが、やっぱり子供達に基礎学力をつけてあげるといことは、地方自治体の大切な、大切な、大切な役割なんですよ。そこを手抜きしちゃいけないなというふうに思っています。

その優秀な結果を経て、今後、更に高みを目指すために、これから教育長として、どのような支援を学校や教職員や地域の人達にしていこうとしているのか。

また、環境の整備等も含めまして、そこら辺についてのお考えについて、所見をお持ちであればお聞かせいただきたいと思えますし、それをぜひ、具現化するように努力していただきたいという願いでございます。よろしくお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは、8番議員さんの質問にお答えいたします。

今年度の全国学力、学習状況調査では、新十津川小学校、中学校共にすべての科目で全国平均を上回る結果となったことにつきましては、午前中の行政報告でも述べさせていた

だいたところでございます。

その結果を分析いたしますと、大部分の科目で正答数の少ない層、下位層の割合が全国と比べ少ないことが、すべての科目で全国平均を上回った要因であると考えております。

下位層が少ないことの一つとして、本町では、現在の小学校6年生が2年生の時から、学習支援サポーターなどの仕組みを取り入れ、学力の底上げを図ったことが挙げられます。

町の単独事業として、小学校では1、2年生には学習支援サポーターを2名配置し、低学年のうちから、しっかりと授業を理解させる取組をしており、また、5、6年生では理科を対象に、理科専科教員を1名配置し、児童の理科に対する分からないことですか、苦手を克服し、分かる、楽しい理科の授業を実施しているところでございます。

また、中学校におきましては、学力向上推進講師として1名配置しておりますし、部活動休養日に放課後学習を実施するなど、教育委員会としては、勉強でのつまづきを減らす取り組みを継続してきたわけですが、この他にも家庭での学習指導、長期休業中のやまびこでの地域の方々のご協力など、学校、家庭、地域の取り組みがあつての結果だと考えております。

いずれに致しましても、全国学力、学習状況調査やほかの全国的なテストの結果ごとに、一喜一憂することなく、今までの取り組みを確認しながら、必要なものは継続し、不足なものは補って参りたいと考えているところでございます。

更なる高みを望む保護者は少なくないとのことだとは思いますが、我が子に対する期待は、すべての保護者に通じるものでございます。塾ですか、通信教育で、より高い学力を身に付けさせるという考えもございまして、可能な限りの教育費を投資するご家庭もあることと推察いたします。

しかしながら、教育委員会と致しましては、各個人の有する能力に応じて等しく教育を受け、社会において自立的に生きる基礎を培い、とりわけ学習面に遅れがちな児童生徒や特別の支援を要する児童生徒に対してサポートすることが義務教育としての責務であると考えてございます。

また、児童、生徒、教職員への支援、環境整備でございまして、児童、生徒に対しては、新学習指導要領に適したICT環境の整備や外国語指導の充実を、また、教職員に対しましては、校務支援システムの導入を積極的に検討してまいりたいと考えてございます。

この校務支援システムの導入によりまして、教職員の授業以外の校務に向けていた時間を削減でき、児童、生徒一人ひとりと接する時間を増やすことで、学校における学習環境の支援、整備、さらには、全国的に話題となっております教職員の働き方改革を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上申し上げまして、8番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問やります。

○8番（青田良一君） いや、次いきます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは残りも少ないので、最後の質問に入ってください。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは、最後の質問させていただきます。

これも、たわいのない事といえば、たわいのないことなんですけども、私にとっては非常に重みがあることでして、今後も一層頑張ってもらいたいなという意味も含めまして、

ちょっとお聞きしたいと思います。

数年前にスタンウェイ社のピアノを購入しました。古い議員さんがいらっしやれば覚えているんだと思うのですが、購入する時は、あまり良い顔をされなかったということを知りました。私は議会にいなかったから分かりませんが、そのぐらい突飛な買い物だったと言いますか、そういう事だったろうというふうに思いますけども、実は、これを買ってから、この町がこれを購入したことを契機に、どのように変わっていたかという部分について、このピアノの効果というものについて、やっぱりどこかで検証をしてみる必要があるのではないかなというふうに、私は思うんですね。

たまたま音楽祭のあとに、アザレアの35回記念公演、それとその後にはピアノ教室が行う発表会がありました、ゆめりあで。これも見に行きましたけども、本当に4、5才の子供と先生と一緒に連弾をしたり、要するに、スタンウェイのピアノを使って、そういうイベントやりました。さらにはこの間、35周年ということで、男性コーラスの発表会がありました。

こういった部分の流れは、ピアノが入ったことによってできてサークルが、ずっと継続して続いていて、そしてなおかつそれが、住民に対して発表の行為を行うという、学んだ事を、また返していくという、こういう大事な作用を実は行ってきたわけでありまして、それを今後、やっぱり油断してると、高齢化してきてつぶれたり、無くなったりという部分があるんですね。

ですから、その一つの町にある大事なピアノをどういうふうに更に活用につなげていくかなんていうことは、一つの企画として、計画として、きちっとしたものを作って、長期的な視野でやっていく必要があるんだらうと、私は思うんですね。

そういうことを含めまして、教育長がピアノを買った部分の効果とか、それから、今後の活用について、今現在でどのような見解をお持ちか、お聞かせいただきたいなと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは、8番議員さんの5つ目のご質問にお答えします。

スタインウェイ社は、江戸時代の末期にあたる1853年に、ドイツ人移民のヘンリー・エンゲルハート・スタインウェイによってアメリカニューヨークで設立され、ピアノ生産が始まったとされます。

やがて、スタインウェイ社で生産されるピアノが世界に名声を博したわけですが、本町では、昭和58年に音楽のながれるまちを具現化するために購入することになり、当時、1,495万3,560円で購入してございます。

そののち、音楽協会の発足や各種鑑賞事業の発展に大きな原動力となったことは、広く知られるところでございます。

平成12年、総合健康福祉センターゆめりあが完成し、優れた音響設備を有したホールが供用されると、スタインウェイ社のピアノはコンサートなどの鑑賞事業のみならず、近隣市町のピアノ教室発表会でも積極的に使用されているところでございます。

直近の使用状況を申し上げますれば、本年8月24日に、室内楽の楽しみ～ドイツからのたよ

り～と致しまして、本町にゆかりのある、フランク・響子さんと、奥芝翔子さんのご姉妹によるコンサートで使用されたほか、町民音楽祭、男女合唱団発表会、中学校歌声交流会、さらには、一般利用では平成29年度中に32回も使用されております。

出演者や鑑賞者からも、ゆめりあホールの素晴らしさとともに、この規模の町で、フルコンサートサイズのスタインウェイ社のピアノがあることに、驚きと感心が寄せられているところでございますし、このような高い評判が口コミとなって、ゆめりあホールに対する評価につながっているところでございます。

教育委員会と致しましては、今後ともこのピアノが有効に活用されるよう、引き続き、ゆめりあの管理者である保健福祉課と共に力を合わせて、より良い状態を保っていくとともに、鑑賞事業や町民の音楽活動を通じて、スタインウェイのピアノとゆめりあホールのPRを積極的に行い、音楽の流れる町づくり、歌声を愛するまちづくりを推進したいと考えているところでございます。

以上申し上げ、8番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、再質問。

はい、2分です、残り。再質問を許します。

○8番（青田良一君） 今のお答えでなくて、もうちょっと将来に対して具体的な夢であるような答弁をお聞きしたかったんですけども、それはまた、次回にでもやりたいと思います。

何か一つのを契機に、いろんなものが膨らんでいくという一つの良い例だと思うんですね。

ですから、町長にも言いたいんですけども、勇気を持って始めて、それがまちづくりにいろんなことに拡大してくというかね、そういうことをぜひ、このピアノが教えてくれた良い例だと私は思うんですね。

ですけども、だんだんと年月が経ってくるにつれて、そういうのがまた新しい組織にすり替えていかなかつたら活かされないというふうに私思うんですね。

その過渡期にあるというような気がするものですから、このような質問させていただきましたので、ぜひ、教育長にはより一層、そういった意味でのリーダーシップをとっていただきたいなと思います。

昨日、本庶佑さんがノーベル賞を受けました。ノーベル博物館に有志竟成という4文字熟語を送ったそうでございます。志を曲げることなく堅持していれば必ず成し遂げられるという意味だそうでございます。

私も、その言葉を教育長に送りたいと思いますので、ぜひ、このピアノを活用して、更なる新しい文化の振興といたしますかね、そういうものに取り組んで欲しいなという要望をお願いして、質問を終わりたいと思います。有難うございました。

○議長（長谷川秀樹君） はい、ちょうど持ち時間も来ました。

以上で、青田良一君の一般質問を終わります。

ここで、2時30分まで休憩をいたします。

（午後2時21分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、一般質問を続けます。

(午後 2 時30分)

○議長（長谷川秀樹君） 5 番、白石昇君。登壇の上、発言願います。

〔5 番 白石昇君登壇〕

○5 番（白石昇君） 議長のご指示がございましたので、私は今回、二つの質問をさせていただきますと思います。

まず最初は、人口の減少と米の需給の関係ということについて、質問をさせていただきたいと思います。

実は私は今まで、新十津川町の基幹産業である農業が町の活性化に大きな役割を果たしているという観点から、何回かこういったテーマで質問をしてきたところであります。

しかしながら、毎年の生産量によって、答えが右に行ったり左に行ったりするという、そういう非常に難しい質問で、答える町長さんも大変でなかろうかと思いながら質問をしているところであります。

今回、11月の29日の北海道新聞に、農水省の食料、農業、農村政策審議会が平成19年産の主食米の適正な数量ということで、内容を発表されたところであります。

これは平成18年産米にかかわる問題でありまして、平成18年は735万トンという生産量でありましたが、平成19年は718万トンから726万トンの範囲で実施をするという目安を示したところであります。

この8万トンの差というのは、昨年6月の適正な在庫量ということを示したことから、今年度の6月の在庫が8万トン減って188万トンあったという。そして、この8万トン増えた分を差し引いて、さらに来年度、人口減少分を8万トン強というか、それを加えた数字が718万トンから726万トンとしたということでもあります。

そしてこのことは、適正な在庫数量を確保するという一方で、米の価格の安定を図るという目的でそういうふうにしたと、示したということ、道はこれを受けて、新年度市町村配分がされるわけでもあります。

新十津川町では、昨年と今年では作付面積もほぼ同じくらいの同数でいっているわけですが、生産量は昨年から比べて今年は4万3,000俵余り落ち込んだということで、先ほど申し上げたように、1年でこれだけ右、左に行くということが、毎年、毎年のものでありまして、なかなかこうするという答えを求めるのは非常に難しいことだと思っております。

全国では年間17万トン前後の自給調整を来年度はするというごさいます。そしてこれは更に、人口減少が大きく係わってくる問題でありまして、この人口減少が長期化すると、ますます生産量が増えて、我が町の水田を守るということにも危機的な状態がくるんでないかなと、そんなことを危惧しているところであります。

特に、空知を中心とした水田というのは、低質土と言って、特に泥炭地、半泥炭地を含めた、そういう農地を土壌改良し、基盤整備を何回もしながら、ようやく美田に造り上げていったという経緯があります。せっかく作り上げた美田が、国内生産というだけに観点をとらえて、それが失われていくということになったら、次の世代にせっかくの素晴らしい美田を十分に残すこともままならないという、そういった点から、毎年、フルスペックで農地を活用するという目標。そして、産地づくりとかいろんな制度を活用して取り組んでいっているわけですが、こういった時代に合わせて見直しをするときは、思い切った

見直しをしなければならぬ時代が来るのではないかと、来なければいいのですけども、そういうことも関連しながら農業を守るといったそういうことで、町長の再度の基幹産業に対する考え方をお聞かせ願いたいと思っております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員さんからの質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、国内の米の動向については、今ほど質問の中にありましたように、人口の減少、それから、北海道以外の都府県の生産の状況の推移などからすると、かなり今後においても厳しい状況が伺われるということが、私も同じように考えているところでございます。

そういった中で国は、日本の主食である米をどのように守っていくのかという中で、新十津川として、町として今後、どのように対応していくのかという事をお答えをさせていただきますというふうに思います。

今年の米の状況から少しお話をさせていただきます。平成23年から7年連続で豊作という事ではございましたけども、6月以降の低温、日照不足などの天候不順により、作況指数は90となったところでございます。

しかしながら、農業者の皆さまにおかれましては、天候不順と度重なる災害と、心配と苦勞の多い年となったと拝察をさせていただきます。こうした状況でございますけども、JAピンネの出荷契約数量約は27万5,000俵に対し、26万3,000俵ほどの出荷があり、作況指数90でありましたけれども、96の出荷がなされたことは、農業者の皆さまの普段の努力の賜物と改めて敬意を表すところであります。

さてご質問の2019年産米の生産量が、前年と比べて最大17万トン減少するとのことでありましてけれども、これは、今ほどの質問のありました11月29日付けの日本農業新聞の一面に掲載されたところであり、人口減少に応じた需要推計により見直しをした結果と受け止めてございます。

今までは年間、米の需要減は8万トンで計算され、更に、昨年までは国が指導した米の生産調整により作付けがされていたところでありましてけれども、約50年間続いていた生産調整は今年から廃止され、地域で生産数量を決めることとなりましたので、北海道においては、オール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、生産の目安が設定されたところであります。

本町の米の生産については、需要に応じた高品質な良食味米を安定生産し、消費者に信頼される米づくりを展開してまいりました。JAピンネにおいては、独自基準である米の品位を10段階に分け、徹底した品質管理を行ってきたところでありますので、今後も北海道の一大米産地として、消費者に選ばれる米づくりを推し進め、需要に応じた総合的な販売戦略をJAピンネとともに実践していくことが、新十津川農業の持続発展につながるものと考えているところであります。

これからも主食用米生産を基本とし、水張面積を維持してまいりますが、今年のような作況が生産の目安に与える影響や道内外の米の作付の動き、また米価の推移などの動向を注視しながら対応をしていきたいというふうに考えてございます。

また、産地交付金などの国の助成制度も有効活用しながら、重点振興作物についても生産の維持拡大を図っていく考えでもございます。

農業の技術進歩は、日進月歩で進んでおります。世間で話題のテレビドラマでもロボットトラクター技術が取り上げられており、スマート農業技術は、国としても重要な施策に位置付けられております。本町におきましても、今年からGPS機能付き田植機の補助を開始し、12名に対して助成を行い、作業の省力化やコスト削減に一定の効果があったと認めたとこのところでございます。

次世代に向け、スマート農業を推進していくことは、農業経営の大規模化に対応ができるほか、データに基づく農業生産により、品質の安定や向上が期待されるところでございます。

基幹産業の農業が持続発展し活性化することが、まちの元気につながると考えておりますので、今後もスマート農業の推進に対する施策の展開も含めながら、農家の皆さまが安心して農業を継続できるよう、町の立場として農業行政の舵をとり、ピンネ農協、ピンネ農業公社などの関係機関としっかり連携し、農業の振興発展に力を注いでいくことを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

5番、白石昇君、再質問を許します。

○5番（白石昇君） 再質問でございますが、人口減少というところで、少しとらまえてみたいなと思っております。

実はここに、平成27年に町が出した冊子がございます。この中の30ページに、将来の人口減少はどうかというようなことが記されております。これは国立社会保障人口問題研究所、社人研と略して言ってるんですけど、国勢調査などを担当しているところですね。そこが出したデータを基にして、我が町はこうなるんでないかということが示されております。

ここにグラフがあります。2040年のところが、ちょうど団塊の世代の時代が入ってくる一番厳しい時代だということで、そこら辺をちょっと数字を見てみたいと思います。

社人研が出した数字には、シミュレーションしたところでは、これは、道の出した数字なんですけど4,435人というふうにはなっております。して、我が町がシミュレーションしたところは、シミュレーションA、シミュレーションBとして、シミュレーションAでは5,377人に止まるんでないかなと。

そして、シミュレーションBでは5,095人になるのではないかと。どちらも道の出した数字よりは、少し止まる人口が多いんですけども、このことを実はいろんな資料を見ながら、町のいろんな資料を見ながら検討した結果、このAになるかBになるかは別として、この辺で今のままでいけば止まるんでないかなという感じがしているところであります。

それはやはり、町長になってから、いろんな人口政策、いろんな住みやすいまちづくりの政策等々が功を發して、思ったよりも減少率が、我が町は低くなってきている、有難い結果だなと思っております。

今後ともそういうことを、箍を緩めないで、次代に残すものを作るために進めていただきたいと思います、お願いを申し上げて再質問にしたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 人口減少とね、米の需給ですよ、そういった絡みで。

○5番（白石昇君） 全体的には全国の減少がこういうふうには止まらないと。けれども、うちの町は努力すればこういうふうには止まるんだということの証明を少しされたんでないかなと。

そういうところで、再質問というか、そういう形の中で有難いことだと受け止めてますということで留めておきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 町長はいいですか。

答弁を求めます、はい。

○町長（熊田義信君） 今ほど、資料の中に人口ビジョンの資料を基にしながら、質問があったというふうに思います。

新十津川は、どうしても右肩下がりになっていくとは、これは新十津川だけでなく、日本の動きであります。そういった中で新十津川の下がり傾向が少し、ひく止まりになるのではないかという気持ちを込めていただいた内容だというふうに思いますが、米の需給については、もう日本、今の状態でいくと、米余りが更に増していくということになっていくということは間違いにない事実であります。

そういった中で、JAピンネが進めているのは、儲かる米づくり。そして、売れる米づくり。そして、受給者が求める米づくりということで、やっぱり相手の顔を見ながら、どういう品質の米を求められているかということと徹底的に考えながらやっていることが、10段階のこういう米の分類になっていたり、たんぱくの割合だとか整粒歩合の割合を、そういうものを鑑みて、相手が望むそういった米の分類になっているということでございます。

そういったことが、いかに人口が減っても、やっぱり新十津川の品質の高い、そして、需給者に求める米づくりが継続することによって、求められる米づくりが継続して持続可能な農業として、このことが継続されるものというふうに思います。

しかしながらその継続の上では、担い手が当然減っていくことも懸念されます。労働者の不足もあります。そういった中で、やっぱりスマート農業の推進、さらには、労働者、どうしても大人数が必要な春、そういった人の対応だとか、そういったものについては別な角度からいろんな対応をしていかねばならないというふうに考えております。これは一朝一夕にはできないことが多いわけではありますが、そういった両面的なことを鑑みながら、新十津川のこの米産業が資産地として、維持継続できるように農業関係機関ともほ場整備を進めながら、そして、しっかりとしたおいしい米づくりを、町としても、関係機関と共に進めてまいりたいというふうに思いますし、そして、国内的には、どうしても余りが出てくる可能性があります。府県の生産量が生産の目安として、どういうふうにはこれが調整されていくのかということは、今後の課題であり、米滞と申しますか、それぞれの府県の考え方だとか、国の考え方と整理をしなければなりませんし、米の動きとして、今度はいろいろ自由化になっていきますから、日本のおいしい米が世界にどのように動いていくかという動きも、今後やっぱり見極めながら対応していくと。

いろんなことをやっぱり、状況を理解し、先を見据え、しっかり対応し、新十津川にとっては、どちらにしても米を中心とした持続可能なまちづくりを、しっかり推し進めていきたいということだけ申し添えて、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

それでは5番議員、次の質問に入ってください。

〔5番 白石昇君登壇〕

○5番（白石昇君） 二つ目の質問に移りたいと思います。

外国人労働者の相談の窓口を開設してはいかがととかという質問でございます。

近年、労働者不足を補うために、外国人を雇用する事業所が増えてきているわけであり、さまざまな職をめぐってトラブルが増加したり、そういうことが報道されているわけですが、労働力を確保するために外国人労働者にも頼らなければならない時代がやってきたということは事実であります。

外国人労働者が働きやすい環境をどう作っていくのかとか、そういう形の中で相談の窓口を開いてあげてはいかがかなと思っています。

このことは、3年間の北大の海外留学生が現地に観光事業起こしということで来たわけです。その中に、ベトナムから1人の学生が私の家に実地ステイをしたわけなんですけれども、その子は、実は奨学資金を1年分しか借りられなかったから、1年しか勉強に来られないんだと。けどこの1年間でたくさんの勉強をして母国に帰って、経済とかいろいろな形の中で国の役に立ちたいんだって、熱い思いを語ったのを感じて、そういう人達がまた再度、日本に入ってきた時に、環境整備をきちんととしてあげることが、何よりも大切なことでないかということで、町長にそういうお考えはないか、今からそうした方向性を進めていっていただきたいなという観点で質問をいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは5番議員さんのご質問にお答えをいたします。

外国人労働者につきましては、深刻な人手不足に対応するため、その受入れが拡大をしている状況にあります。

本町におきましても、農業、商工業、福祉業など、同じく人手不足の状況にあり、町内にも研修制度を利用して、外国人労働者を受け入れている企業があることを確認しております。

このような中、全国的に発生している外国人労働者の処遇等を巡るトラブルに対しましては、外国人労働者の労働環境の改善や権利保護のための対応が求められているところであり、本町といたしましても、人手不足問題に関する施策に付随し、対応をしていかねばならない課題であると考えております。

外国人労働者からの相談としましては、出入国管理に関する事、労働条件に関する事、技能実習に関する事、生活に関する事など、国別の対応も含め相談内容は多岐にわたるものであります。外国人労働者からの相談に対しましては、外国人技能実習生を受け入れた監理団体が相談体制を確保しており、基本的には、当該監理団体が一定の責任の中で相談業務を行うこととしてございます。

なお、これらの制度には専門性がございますので、本町に相談があった場合には、相談内容に応じ所管する機関や専門機関に助言を求め、引き継ぎ、適切に対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、ご承知のとおり12月8日に改正出入国管理法が成立し、今後、制度の詳細が決定

されてまいります。これからも外国人を雇用する事業所は増加していくと思われまので、法改正の主旨及び省令等の内容を十分確認し、外国人労働者の受入れ事業所と情報を共有しながら、外国人労働者が働きやすい環境づくりを努めていく考えでございます。

なお今、質問のございました環境整備、ベトナムから1人受け入れた学生が1年の奨学金しかないという部分でありますけれども、その分については、今後の対応になっていくかと思えます。今日の新聞だったかと思えますけれども、東川で、いろいろ奨学金制度を設けて、数年働くとその奨学金が免除されるという、東川、鷹栖、幌加内の3町の取組みが、今日も出ていて、ご案内のとおりかというふうに思います。

そういったことが、今後のうちの町にとっても必要になるかどうか、いろいろそれは関係機関とも協議しながら、また、町民の皆さん方においても、そういった外国人の労働者が本当に必要なのか、受け入れできるのか。

そして、お互いが、町にとっても、地域にとっても、農家にとっても、企業にとっても、すべてが良い環境にないと受け入れというのは、決してうまくいかないというふうに考えております。

今後のには、そういう外国人が必要だということが確認できれば、そういった環境整備にも十分配慮して受け入れをする事がありますけれども、まだ今その段階にはありませんので、今いろいろ状況を確認しながら、しっかりと、継ぎ糸のような事が必要なか確認をして、整えていきたいと考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 5番議員、よろしいですか。

はい、再質問を許します。

○5番（白石昇君） 再質問であります。今町長もおっしゃられたとおり、入国管理法は、今度、新しくなるわけですね。そして、外国人労働者に対する窓口も当然開設されていくと思えます。そうでなければ、なかなか大量に人を受け入れるということにはならないから。

ただ、私が申し上げたいのは、そういうことを踏まえて、今年ということではなく、ちょっと先に行く、そういう考え方を持っていただきたいと思って質問したわけです。

それから、現在、全国でもう既に128万人の何らかの形の外国人労働者が働いているということです。あと5年間で34万人再度受け入れるということであり、そういうことができなかつたら、労働者不足で産業が止まるという危機に日本は今なっている状態だというふうにも聞いております。

どうか、アジアの中の経済のリーダーシップをとる、そういう形が、ちょっと大げさかもしれませんが、我が町にもそういう波が押し寄せてきているんだという認識のもとに、ぜひ、そういった前を向く施策を実行していただきたいなと思ひまして、私の再質問にいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今ほど5番議員の質問にお答えをしたいというふうに思います。

今全体的には、やはり労働者不足というのは否めない事実でありますので、人手という部分では、大変恐縮な言い方かもしれませんが、今外国人のやっぱり労働者をいかにそれぞれの企業が活用していくのかということでございます。

町内でも、先ほど言いましたように三つの事業所で10人も新十津川の企業に外国人の方がお越しただいて、それぞれの企業で活躍をしているというふうに伺ってございます。

これは今、企業が直接的に中間のそういう業者を介しながら、それぞれお互いの理解のもとに働いているわけでありますが、そういったことは当然、農業の方にだとか、ほかの福祉、産業だとかにも広がっていくことが想定されます。

その想定の中で、どのようにこのことが円滑にできていくのかということの中では、モデル的かというと、試行的になど、いろんな産業の中でも働いていただけるそういうモデル的なそういう試行的なことをやって、お互いが良いような環境が整った時にはそういったことを進めていくことが必要だということから、先ほどもちょっとそういうようなニュアンスのことを発言させていただいたところでありまして、お互いが良い状態でないと、このことは決して進めるべきではないと思いますし、お互い良い状態の中でそのことを進められるような環境整備ということで、いろんな関係機関の声を聞きながら進めていきたいということをお願いし、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 5番議員よろしいですか。

○5番（白石昇君） 以上で、私の質問を終わります。小学生の皆さん本当にご苦労さまでございました。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、白石昇君の一般質問を終わります。

次に、4番、小玉博崇君。登壇の上、発言願います。

〔4番 小玉博崇君登壇〕

○4番（小玉博崇君） それでは、議長のご指示がございましたので、町長に住宅リフォーム助成の継続実施について、質問をさせていただきます。

新十津川総合戦略の主要施策として、平成28年度からスタートしたこの住宅リフォーム助成事業ですけれども、一応、計画上では平成31年度で助成期間が終了することになっております。

この制度は、平成28年度、平成29年度、この2年間の助成実績においては127件の申請があり、この2年間で約2億1,490万円を超える工事が行われております。

また、先ほど行政報告では、平成30年11月末で62件の申請があり、1億5,241万円の工事が発注されているというふうに報告がされております。

このように、1年間で1億を超えるこういった工事が発生するというのは、町内経済の活性化の促進、また、定住促進という面からも大変効果が大きいことから、平成31年度以降も、ぜひ、この制度を継続すべきと考えますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、4番議員さんのご質問にお答えをいたします。

質問の中にもありましたように、住宅リフォーム助成事業、いわゆる安心すまいる助成事業は、平成27年度に策定をいたしました総合戦略の中で主な施策に掲げられている、住み慣れた場所で継続して生活できる暮らしの確保を支援することを目的に、平成28年度から31年度までの時限立法で、この事業をスタートしたところであります。

この事業は、新たに住宅性能の向上を目的とした改修工事も含まれたことから、多くの

町民の皆さんにご利用いただいております。件数等については、今ほど言われたとおりでございますし、町内全体の住宅の割合からすると、7パーセントの方々にリフォーム改修工事が行われたこととなります。

総合戦略の重要業績評価指標では、5年間で100件を目標としておりましたので、4年経過していない状況で、もうすでに5年をはるかに上回る実績となっているところでございます。

また、4番議員さんが自ら建設協会長に取材され、広報8月号の議会だよりの中では、今質問の中にありましたように地域経済の活性化、定住促進への効果を事業の検証として述べられておりますし、やはり、このことが明るく住みやすい環境にもつながっているのではないかなというふうに考えているところであります。

このように、地域経済の活性化はもとより、この事業を利用して、新十津川に住み続けたいと考えられている方も多いのではないかと思います。

このことから、前述にも申し上げましたが、総合戦略の政策における、住み慣れた場所で継続して生活できる暮らしの確保に大きく寄与しているものと受け止めております。

4番議員さんのご質問では、町内経済の活性化の促進、定住促進の一層の進展のために、この事業を32年度以降も継続すべきではないかとのことでありますけれども、このことに関しましては、来年4月に統一地方選挙が行われます。新しい町長が判断すべきもの考えますので、この場での明言は差し控えさせていただきたいというふうに思います。

なぜなら、本事業は31年度が最終年度であり、また、事業期間が1年残されております。次年度においても事業のPRを積極的に行い、町民の皆さまに最大限利用していただけるよう取り組んでまいり、その後、検証がされてどうすべきかという判断がなされるものというふうに考えている事であり、以上を申し上げ、4番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今ほど町長の方から、この件に関しては明言できないというふうにおっしゃられました。確かに、これから町長選というか、選挙があるので明言はできないのかなというふうに思いますが、実際にこの総合戦略を立ち上げて、この施策をスタートした現町長として、ぜひ、お伺いしたかったというところの質問です。

また、逆にその継続すべきかどうかというのが今明言できない中で、次私が少し提案をしたいというふうに思っていることは、この助成事業、限度額が50万なんですけれども、マックスの50万を使う方もいれば、最低6万円でこの助成を使っている方もいます。

この助成の制度は、生涯1回きりしか使えないという事業ですので、ぜひ、この後、町長になったらというか、どう質問したらいいのかわからないんですが、なかなか難しいタイミングでの質問なんですけれども、ぜひ、この限度額50万の中で、やはり複数回この制度を利用して、より住みやすい住宅に向けていけるように、この制度をよりよいものにしていただきたいなというふうに思っております。

この件に関しても、なかなか答えにくいかもしれませんが、ぜひ、答えていただきたいということで再質問にさせていただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、4番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

非常にこのことは効果があるということを受けとめている旨、先ほどお答えをさせていただいたとおりであります。

しかしながら、今回の制度は時限立法で、そして1回限り50万マックスというような制度で周知をし、これは行政だけでなく、建設協会だとか事業者が積極的にPRをしながら、それぞれの住宅をお持ちの方々の声を聞いて対応しております。

それは、この期間中で1回ということ制限をさせていただいております関係上、やっぱり、そのお宅に行って、その業者がしっかり住宅のお持ちの方の声を聞いて、ボイラーが故障した場合だけではなく、屋根壁がどうでしょうか、例えば、壁の補修がどうでしょうかという声を、うまく聞き合いながら、この制度を有効に活用する。この1回限りの制度をうまく活用していただきたいために、これはやっぱり実際に町民の声を聞いて、事業者のなすべき技術なり、その費用の分析なりを総合的に連携をして、有効に最大限使う場合は、今ほどご質問のあった50万が活用できる。最小の場合は、物の入れ替えの場合でも最低限の低額を認めた中での制度ということ運用をしているこの制度でございます。

その制度が、先ほども言いましたけれども、もう1年残っているわけです。ですから、この制度は、今までない制度という形の中で設けさせていただきました。

ですからこの制度は、今がやっぱり有効であるし、最大の制度であるという認識をしていただきたいというふうに思っております。

ですから、今まで取り組んだ町民の方も事業者の方もいろいろ話し合っ、最大のリフォームができる内容になっているということに考えていただきたいと思っております。

これが仮に同じ制度で継続すると、急いでこのことを取り組まなくてよかつたんではないかということに、逆な不利益というんですかね、そういうことにもつながってまいりますので、この制度はしっかり事業期間中で有効にできるだけたくさんの方に利用をしていただきたいし、事業者、建設関係の方に大いにPRしていただきたいというふうに考えております。

そういった中で、次どうしていくんだとていうこと中では、非常に効果も高いということがありますので、いろいろこれは31年度中に、ある程度この検証して、次に向けて、やはりある程度、内容を変えた中で継続することが必要ではないかというように、私の考え方はしてございますけども、これはまた、私の考え方でございますので、しっかり来年以降、そういったことの立場になれば、そのようなことを考えながら対応をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。再々質問。

再々質問を許します。

○4番（小玉博崇君） 今お話があったように、本当はこのリフォーム助成、町長が言うようにもう1年ありますので、もう少し後から、この継続に向けての質問もできるチャンスはあるんですが、なぜ、今したかという、ぜひ、現町長に考え方を聞きしたかったということです。

また、この制度については、より深める議論を今後もしたいというふうに思っておりますので、今回は、この程度で質問をやめさせていただいて、私からの質問は、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） それでは以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。
ここで3時20分まで休憩いたします。

（午後3時11分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、一般質問を続けます。

（午後3時20分）

○議長（長谷川秀樹君） 次に、1番、進藤久美子君。登壇の上、発言願います。

〔1番 進藤久美子君登壇〕

○1番（進藤久美子君） 議長のご指示をいただきましたので、町長に一般質問させていただきたいと思っております。

妊産婦安心出産支援事業について、お伺いさせていただきます。

産婦人科医師の不足や地域偏在が問題となっている中、分娩が可能な医療機関がないことで、遠方の医療機関を受診しなければならない地域があります。

北海道では、分娩可能な医療機関がない地域に在住する妊産婦の心身や経済的な負担を軽減し、安心して出産できる環境づくりを推進するため、住民登録のある市町村から、別の市町村にある分娩可能な医療機関までの距離が25キロメートルを超える妊産婦を対象に、健康診査や出産時に通院するための交通費及び宿泊費の支援をする妊産婦安心出産支援事業を平成28年4月より施行しました。

本町は、この制度の対象地域ではありませんが、最も近い産科では、砂川まで出向かなければならないのが実情であります。女性にとって出産とは、人生で特に大きな出来事でもありますし、少子高齢化対策の一環としても、このような支援はとても大切なことだと考えます。

町長には、このような妊産婦支援についてどうお考えになっているのか、また、北海道に対して、距離による対象ではなく、地域の実情に即した支援を求めるお考えがないのかどうか、町長にお伺いさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、1番議員さんのご質問にお答えいたします。

北海道の妊産婦安心出産支援事業は、産婦人科医師の不足や地域偏在が問題となっている中、道内の一部地域においては、分娩可能な産科医療機関までの距離が遠く、妊産婦の心身両面の負担や経済的な負担が大きいことから、健康診査や出産にかかる経費について支援し、安心して子供を産むことができる環境づくりを推進することを目的に実施されている事業であり、中空知管内では、芦別市が指定対象市町村となっております。

まず、本町の現在の状況を申し上げたいと思っております。

産科医療機関は、ご承知のとおり平成29年10月から、滝川市内の個人病院での出産の受け入れができなくなってからは、近隣では砂川市立病院でしか出産ができない状況になってございます。

しかしながら、外来での妊婦一般健康診査は、滝川市立病院と滝川市内の個人病院1か所で開催しており、また、滝川市立病院には、砂川市立病院の産婦人科医師が来ており、

同じ主治医で診察を受け、その後、砂川市立病院で出産することもできる状況となっております。

続いて、本町の妊婦の出産状況をみますと、本年度11月末までの出産者は、23人中20人が砂川市立病院で出産をしております。出産に際しては、計画的な帝王切開で出産する場合もあり、ご家族等の送迎で通院、出産を迎えております。

このように、本町における妊娠期及び出産時の医療機関の状況は、外来受診は、滝川市、砂川市で受けることができ、出産は、砂川市でしかできませんが、距離的に遠方で大変であるという声は、現在のところ受け止めていない状況でございます。

それでは、まず、一つ目の質問、少子化対策の一環としての出産に関する妊産婦支援についてであります。町といたしましては、現在、妊婦一般健康診査、超音波検査の費用、それぞれ14回分の費用を全額助成し、妊婦の経済的支援を実施しております。これは、北海道と北海道医師会が協定を結んでいる以外の超音波検査8回分に関しましても、全て町独自で助成をしているところであります。その他、保健師及び管理栄養士による母子手帳交付時の健康相談、妊娠期間の中間に行う妊婦中間相談、妊婦歯科健診、相談等を実施する中で、妊婦の不安な気持ちにより添い、安心して子どもを産むことができるような環境づくりに努めておりまして、町として、出来る限りの少子化対策として妊産婦支援を行っていることでありますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、北海道の制度の対象にはならないが、地域の実態に即した支援を求めることに関しましては、先ほど申し上げましたとおり、現在のところ、道の基準である25キロメートル以内に産科医療機関があり、距離的に近く、妊産婦の心身の負担や経済的負担も大きくないことから、北海道に対し、対象距離の見直しなどの支援を求めることは考えておりません。以上申し上げます、1番議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、再質問。

1番、進藤久美子君。

○1番（進藤久美子君） 町におけるいろいろな出産前から出産後、また、幼児の健診に関しましても、町の方でいろいろ手厚く支援されているのは、私も知ってるところでございます。ですが、出産のところだけがちょっとぽっと穴があいてというふうな感じがしているところでございます。

出産に関しましては、いつ陣痛がきてというふうなことを考えると、やっぱり妊産婦の人に関しましては、ちょっと不安なところもあるのかなというふうに、私は思っこの一般質問をさせていただきました。

既に、栗山町ではタクシーを助成して、妊産婦の出産の費用を助成するという制度も来年、また、喫緊にちょっと考えていこうかなというお話も出されているということも聞いております。

また、札幌、北広島、函館におかれましては、第一交通産業グループというタクシー会社が、ママサポートタクシーとして妊娠中の妊産婦の方、子育ての大変なお母さんを支援するために、そういうタクシー会社がその制度を導入してやってるということもいろいろ幅広くされているところでございます。

本町においても、少子高齢化が進みまして、また、他のところから定住促進の効果もありまして、いろいろなところで新築される方々も増えております。

安心して出産ができる環境整備の一つとして、ぜひ、この制度を前に進めていただければ、私はいいのではないかなというふうに思っているところでございます。

また、先ほども町長の答弁がありましたように、北海道の支援に関しましては、芦別市が対象になっております。これもやっぱり芦別市だけではなく、この近隣の市町村、広域で道の方に距離にかかわらず支援していただきたいというのを広域の首長さんたちでお話をなさって、そういう方に前に進めていただけることも一つの案かなというふうに私は思わせていただいて、この一般質問をさせていただきました。

新十津川、いろいろな面で妊娠、出産、いろいろな支援をさせていただいているので、もう一步、前に進めた状態で、妊産婦の出産の支援、ぜひ、行っていただきたいと、再度、提案させていただきたいんですが、町長はどのようにお考えになるか、もうちょっと詳しく教えていただければありがたいです。お願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 1番議員さんの再質問にお答えをいたします。

安心して子供を産んでもらいたいというのは、私も同感であります。すべてのことを、町で助成をするということになれば、それはもう、産むお母さん方も良いのかもしれないけれども、やっぱり一定程度、やっぱり子育て支援の中で、行政のすべきところ、そして、お母さん、お父さんの役割のところ、おじいちゃん、おばあちゃんの支援をもらうところだとかがあって、安心して子供を産み、育て、そして、元気な子供として成長していただきたいというふうに考えております。

そのようなことから、やっぱり行政としては、そういう今ほど前段説明したエコー検査も含めて、子供が健全に成長する、そういったものまでも支援をさせていただきますので、そういった成長を見ながら、やっぱりそのいざ出産の時には、やっぱりそのご家族のやはり近くにあるタクシー会社、さらには、ご家族自らが産科まで送り届けて、一緒に人生の大きな出来事を見守っていくことが家族的にも一番望ましいのではないかなというふうに考えております。

ですから、このタクシー等のことについては、新十津川の支援ということではなく、家族の中でしっかり送り届けながら、人生のめでたい瞬間を共にお祝いできる、そういうことを迎えていただければありがたいというふうなことから、町としては支援をしかねるというだけ、再度、お答えをさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

以上で、進藤久美子君の一般質問を終わります。

次に、6番、西内陽美君。登壇の上、発言願います。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、町長へ、熊田町政1期目の総括と来年4月の新十津川町長選挙出馬へのご意思をお伺いするという内容で質問いたします。

平成27年、熊田町長は、子供と明日のふるさとのために、支え合う地域が輝くまちづくりを政策テーマに掲げられ、町民の皆さまの絶大なるご支持と全幅のご信頼を得て、第7代新十津川町長にご就任されました。

熊田町長がご就任後、初の町政執行方針でお示しになられた政策テーマに込められた6つの思い、豊かなまちづくり、学びのまちづくり、健やかなまちづくり、住みよいまちづくり、安心なまちづくり、ともに歩むまちづくりからは、新十津川町職員としての35年、教育長として8年の豊かな行政経験の蓄積と、新十津川町の将来への重責を担おうとなさる強いご決断が伺え、熊田町長が描かれた新十津川町の将来像に共感を覚えたものでございました。

ご就任当時は折しも地方創生元年、国においては、先に制定された、まち、ひと、しごと創生法に基づき、地方公共団体が、自主性、主体性を最大限発揮して、地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、まち、ひと、しごと、創生事業費を創設するなどの地方財政対策を打ち出した躍動感のある年であったと振り返ります。

本町を含むすべての地方自治体は、中長期的な人口の将来展望と地方創生に向けた目標や、施策等内容とする地方人口ビジョンと、地方版総合戦略策定を国から求められました。

熊田町長は速やかに、人口減少の抑制、若者世代の安定した生活、地域の活性化などの課題解決に特化した、新十津川町、まち、ひと、しごと、創生総合戦略策定に取りかかり、本町の最上位計画であり、まちづくりの指針となる新十津川町第5次総合計画を踏襲する各施策事業の着実な執行の中に、より具体的にスピード感を持って精力的に総合戦略を展開されたのでございます。

熊田町長が采配を振り、始められた事業を挙げてみますが、先ほど小玉博崇議員も高く評価をしておりました町民の皆さまの生活の基盤の充実を図るとして、個人住宅の耐久性を維持し、安心して暮らし続けることができるよう、個人住宅のリフォームを支援する安心スマイル助成事業や、住宅の解体費用にも対応した住宅耐震化等助成事業を開始してくださいました。ご高齢者には、冬の暮らしの不安を解消するとして、高齢者世帯等除雪費助成事業を新設、置き雪や屋根雪の除排雪に助成制度を構築されました。幼い子供達には、児童館の芝生スペースに水遊びプールを設置し、幅広い遊びの空間を提供されました。病後児保育事業の開始や、放課後児童クラブを本格実施するなど、保護者の方の就業と育児の両立を支えると同時に、子供達の健やかな育ちの場の確保に努められました。第三子以降の保育料の全額無料化や、子供医療費助成事業では、保健医療費無料化の範囲を中学生以下から高校生以下までに拡充し、子育て世代の経済的負担の軽減を図られました。保健事業では、各種がん検診と肝炎検診、骨粗鬆症検診の自己負担額をワンコインの500円として検診率の向上を図り、健康づくりを推進されました。さらに、新十津川町中小企業者応援条例を制定し、中小企業の店舗の新設や直売所の設置、商工観光事業の集客向上のための取り組みを支援なさいました。また、役場庁舎建設に係る基本構想を策定するとともに、計画的な財政負担の軽減を図るため、新十津川町庁舎建設基金を設置されたり、電力小売全面自由化を受け、役場庁舎を含めた13の公共施設で新電力を導入し、行政コストの削減を図るなど、適正な財政運営にも努められました。

このように、堅実かつ確実な町政運営を継承しつつ、社会情勢等時代の流れ、本町が抱える課題、町民ニーズを的確に把握され、限られた財源の中で、先見の明をもって選択し取り組まれた事業の数々はこの限りではございません。

1期目の3年7カ月によくこれだけのご実績を積まれたことと深く敬服するばかりでござ

ざいます。

現在、これらの事業は、効果的に運営されており、一定の成果や方向性を見出すことができますことから、熊田町長の実行力、行政手腕に深い敬意を表するものでございます。

町の魅力を高め、町民の皆さまが誇りを持って暮らすことのできる新十津川町を創造するため、全身全霊を注ぐとお約束されてスタートした熊田町制は、はや3年7か月が経過いたしました。

町長ご自身は、政策の達成度や進捗状況、成果をどう評価なさるのでしょうか。また、どのような課題を残したとお考えでしょうか。今任期の総括をお伺いいたします。

その上で、次期町長選挙への出馬へのご意思をお伺いいたします。

熊田町長には引き続き安定した町政を担っていただきたく、今議会で町民の皆さまに、明快な出馬へのご意思を表明されることに大きな期待を持ってお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今は、6番議員さんからいただきました質問、来春の統一地方選挙の町長選出馬の意思確認についてであります。

質問の中には、身に余るお褒めの言葉をいただきまして、大変、光栄に思っております。

平成27年の統一地方選挙におきまして、多くの皆さま方のご支援とご協力をいただきまして、第7代目の新十津川町長に就任をさせていただきました。

当時、私が町長に立候補するに当たり、まちづくりの柱を今ほど質問の中にもありました、子供と明日のふるさとともに、支え合う地域が輝くまちづくりを政策テーマとして掲げさせていただきました。

このテーマのもとに、私が願うまちづくりを、私の六つの思いという形にして、町民の皆さまにお約束させていただきました。

約3年7か月、町民の皆さまとのお約束を実現させるべく、議会議員の皆さま、町民の皆さまのご理解をいただき、かつ、お知恵やお力添えをいただきながら、100余名の町職員の先頭に立って、全力で取り組まさせていただきました。

私の一期目を自分自身で評価することにはなりませんけれども、議員の皆さまや町民の皆さまで評価をしていただければという思いでございます。

輝き続ける新十津川をつくっていくために、私の信念であります、「為せば成る、為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」を、常に心に置き、スピード感をもって公約達成に向けた取り組みを進めてきたところでございます。

私としては、汗顔の至りでありますけれども、任期中、町民の皆さまにお約束した事柄については、概ね達成できたのかなというふうに思っているところでございます。

しかしながら、今もなお地方自治体を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、とりわけ人口減少、少子高齢化は日本全体を取り巻く大きな流れであり、本町としても大きな課題となっております。

このほかにも、JR札沼線廃止後のまちづくり、農業、商工業をはじめとする各産業の振興、いつ何どき襲ってくるか分からない自然の猛威に対する備えなど、町民だれもが安全で安心、そして、生き生きと活躍できる新十津川をつくるためには、まだまだ取り組ま

なければならぬ課題が山積をしております。

これらの状況を踏まえ、これまでの1期4年間となる実績と経験を活かし、安心して住み続けられ、住んで良かったと実感できる福祉の向上を促進し、元気で魅力あふれる新十津川をつくっていきたいと考えております。

歴史と伝統のある我がまち新十津川町の発展、さらには、町民の幸せのために力の限りを尽くす覚悟を持って、次期町長選出馬の挑戦をさせていただき考えでおりますことを申し上げ、6番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

西内陽美君。

○6番（西内陽美君） ただ今町長に、ご就任されてから約3年7か月の間に取り組みられた行政運営につきまして総括されて、概ね達成できたことのご答弁をいただきました。

総括につきましては、先の質問の中でも触れましたように、私は熊田町長の実績は称賛に値するもので、行政手腕は敬服のほかないと存じておりますので、意見述べることは控えさせていただきます。

来春の新十津川町長選挙への出馬につきましては、引き続き、行政運営の舵取りを担う決意が明確に述べられました。大変心強い思いをいたしております。

この3年7か月の間には、昭和49年の事業調査から43年の歳月を費やした国営かんがい排水事業、樺戸、樺戸2期地区工事の完了や、北海道では唯一となる奈良県十津川村、本町の三者協定の締結など喜ばしいものがございました。

一方、JR札沼線の廃線容認など大変厳しいご決断を求められることもございました。今日に至るまでには、計り知れないご苦勞があったこととお察しいたします。

しかしながら、廃線後の鉄道用地の基盤整備や、都市計画マスタープラン変更と町並みの形成など、大きな事業がこれから始まります。

また、平成34年から向こう10か年を計画期間とする新十津川町第6次総合計画の策定も控えております。

次期の4年間は、この任期に増して重要な4年間になると考えます。本町が置かれているこの状況下、新十津川町長選挙へご出馬のご意思を明確に表明された今、熊田町政2期目には、町民の皆さまにどのような希望や夢を提案なさるのか。道半ばとした課題解決は去ることながら、新十津川町民のためにどのようなことをなさりたいのか、お示しいただきたくお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、来年改元されます。まさに新しい時代に突入をする。そして、平成32年には開町130年という節目を迎えます。

そういった中で町としては、その節目として、しっかりと町民の皆さんと共に喜び合える、そういった各種の事業も計画をさせていただき、町民と共に喜び合える。そして、温もりあるまちづくりを進めていきたい。そして、基幹産業、農業である町がしっかりと継続できるように、皆さんとともに夢を共有し目標をともにしながら、しっかりと新十津川を基幹産業、農業の町として持続的発展をさせていく。このことが、商工業、そして、町民

の幸せにつながっていくものと確信をしております。

そういった内容を含めながら、今後も私が舵取りをとらせていただければ、そのような目標に従いながら、町民の幸せ、そして、住んでいて良かったと、本当に感じられることを進めていきたいというふうに考えていることを申し上げ、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 6番議員よろしいですか。再々質問ですか。

再々質問を許します。

○6番（西内陽美君） 町長におかれましては、これから1期目の総仕上げと、来期に向けての公約の策定作業と激務の日々、大変ご多忙を極める時期になるかとお察しいたします。どうぞ御自愛いただいて、万全な体調、体制でもって、2期目の熊田町政スタートに望んでいただければというふうに応援を致しております。

今日は町長の立期表明をお伺いしたいと傍聴にいらっしゃっている方もいらっしゃいますので、最後になりますが、町長からお言葉がいただけましたら、幸いです。

質問にはなりませんけれども、町長からのお言葉いただけないかという思いで発言をさせていただきました。

私からの一般質問は以上で終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 最後に町長、もう一言くださいということですから。

町長。

○町長（熊田義信君） どういうふうにお答えをすればいいのか分かりませんが、まだ1期目、最後までしっかりこの1期目を完遂をしていきたい。そして、そのためには職員100余名の力を結集し、そして、町議会には、いろいろ私の考え方、そして、そのことを説明し、共に目標を共有し1期目をまずまとめて、そして、2期目に向かっての目標を皆さんと共に共有しながら、本当に良いまち、日本一のまち、そういったものを目指して頑張っていきたいということを申し上げ、再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、6番、西内陽美君の一般質問を終わります。

これもちまして、一般質問を終わります。

◎議案第47号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第47号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第47号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

8ページをお開き願います。末尾に提案理由が書いてございます。

平成30年8月の人事院勧告に準拠し、町長、副町長、教育長並びに職員の給与等に関し所要の改正を行うため、これらの条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） ただ今上程いただきました議案第47号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、提案理由にもありましたように、平成30年8月の人事院勧告に基づいて、給与等について所要の改正を行いたいとするものでございます。

地方公務員の給与は、国家公務員の給与水準などを参考に決定することとなっておりますことから、例年、秋の臨時国会での国家公務員給与法改正を受けて、11月の下旬に改正条例を付議させていただいておりますが、本年は、国会運営の関係上、国家公務員給与法案の成立が11月28日となり、11月末までに臨時議会を招集する時間がなかったことから、本定例会への付議となったものでございます。

本年8月に示されました平成30年度人事院勧告における給与に関する勧告の骨子でございますが、1つ目が、民間給与との較差0.16パーセントを埋めるための給料表の水準引上げ。

2つ目が、民間のボーナスの支給割合との均衡を図るための支給月数0.05か月分引き上げ。

3つ目が、宿日直手当の額の200円引き上げとなっております。

それでは、内容の説明を申し上げます。お手元に配付しております新旧対照表も合わせてご参照いただきますようお願いをいたします。

新旧対照表1ページをご覧頂きたいと思っております。

一部改正条例。

第1条関係。新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正で、第11条の2の日直手当でございますが、支給額を200円引き上げ、現行4,200円を4,400円とするものでございます。

次に、第13条の4の勤勉手当でございます。

第2項第1号は、再任用以外の職員の勤勉手当支給割合についてでございます。現行の6月及び12月の支給割合100分の90を、今年度の勧告に沿って支給割合を0.05か月分引き上げるものであり、12月の支給割合を100分の95に改正したいとするものです。

2ページに移りまして、第2号は、再任用職員の勤勉手当支給割合についてでございます。今年度の勧告に沿って、支給割合を0.025か月分引き上げ、12月の支給割合を100分の47.5に改正したいとするものです。

次に、一度議案に戻っていただきまして、第1条の下から2行目、別表第1及び別表第2の改正でございますが、これは、一般職給料表と医療職給料表でありまして、新旧対照表の5ページ以降が新旧の給料表となっております。

今回の改正におきましても、若年層に重点を置いた改定がなされており、1級の初任給

では1,500円の引き上げ、高齢層については400円の引上げとなっており、平均改定率は、0.2パーセントとなっております。

再び、新旧対照表の2ページをご覧頂きたいと思います。

一部改正条例。

第2条関係。新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正で、第13条、期末手当でございます。

第2項は、再任用以外の職員の期末手当支給割合についてでございます。これまで6月、12月の期末手当の支給率が異なっておりましたが、これを同じ支給率にする旨の勧告がなされましたので、現行の6月の支給割合100分の122.5、12月の支給割合100分の137.5を、6月、12月ともに、100分の130に改正したいとするものです。

第3項は、再任用職員の期末手当支給割合についてでございます。前項と同様の考え方により、6月、12月ともに、支給割合を100分の72.5とするものでございます。

次に、第13条の4の勤勉手当でございます。

第2項の改正につきましては、平成31年4月1日以降の勤勉手当の支給割合を定めるもので、先ほどの第1条関係の改正案の内容を更に改正するといった内容でございます。

次に3ページ、第1号は、再任用職員以外の職員に係るもので、今年度の勧告に沿って引き上げた12月の支給割合を0.025か月引き下げ、その分を6月の支給割合に加算するという改正の内容で、現行の支給割合、6月分100分の90、12月分100分の95を、6月、12月ともに100分の92.5に改正したいとするものです。

第2号は、再任用職員に係るもので、同様に、現行の支給割合6月分100分の42.5、12月分100分の47.5を、6月、12月ともに100分の45に改正したいとするものです。

次に、一部改正条例。

第3条関係、新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第5条、期末手当でございます。

第2項、町長、副町長及び教育長の12月支給分の期末手当について、一般職職員と同じく100分の5の引き上げを行い、100分の230から100分の235に改正したいとする内容でございます。

次に、一部改正条例。

第4条関係、同じく、新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第5条、期末手当でございます。

第2項の改正は、平成31年4月1日以降の期末手当の支給割合を定めるもので、先ほどの第3条関係の改正案の内容を更に改正する内容で、一般職職員と同様に、これまで異なっていた6月、12月の期末手当の支給率を同じ支給率とし、現行の支給割合、6月分100分の205、12月分100分の235を、6月、12月ともに100分の220に改正したいとするものでございます。

次に、議案をご覧いただきまして、附則でございますが、第1項で、この条例は、公布の日から、第2条及び第4条の規定については、平成31年4月1日から施行したいとするものです。

第2項第1号は、第1条関係の規定について、平成30年4月1日に遡り適用したいとするもの、同じく、第2号は、第3条関係の規定について、平成30年12月1日に遡り適用し

たいとするものでございます。

第3項及び第4項は、一般職及び理事者共に、改正前の条例により支給されました給与は、改正後の条例による給与の内払とみなすことについて定めております。

最後に、本条例の改正により必要となる所要額でございますが、理事者、一般職、職員分全体で309万円、一般職職員一人当たりでは、年間約2万8,000円の給与増となる見込みとなっております。

給与改定に伴う財政措置につきましては、年度途中での職員の退職並びに他の機関への職員派遣などにより、人件費に執行残が見込まれることから、これを振替えて執行することとしてございます。

以上、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第47号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第48号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第48号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第48号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について。

新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

下段の提案理由でございます。

新十津川町特別職職員報酬等審議会の答申に基づき、議長、副議長、委員長並びに議員の報酬を改定するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表も併せてご覧いただきたいと思います。

まず、議長が月額27万9,000円を30万5,000円に、副議長を22万1,000円を24万7,000円、常任委員長、議会運営委員長20万2,000円を22万8,000円に、議員18万9,000円を21万5,000円にするものでございます。それぞれ2万6,000円の増額でございます。

この内容につきましては、平成30年10月2日付け、議会第132号にて申し出のありました議員報酬の改定については、私が11月20日に特別職職員報酬等審議会に諮問をさせていただき、11月30日に報酬等審議会、宮本会長、伊藤副会長が来庁され、私に答申をしていただきました。

報酬額については、議員定数等調査特別委員会で協議検討し、議会として求められたそれぞれ2万6,000円増の報酬額どおりでございます。

なお、報酬等審議会での改定理由の中で、附帯意見的なことが付されておりますので、朗読をさせていただきます。

議員各位が、報酬等が住民の貴重な納税が基本にあることを再認識され、町民の議会活動に対する理解を深めるために、顔の見える活動を更に推し進めていただくとともに、新十津川町の発展と町民福祉の向上に、尚一層ご尽力されることを心より願います。

このことが報酬等審議会の附帯意見的なものとして付されておりますことを申し添えさせていただきます。

なお、附則といたしまして、この条例は、統一地方選挙後におけます平成31年5月1日から施行をするものでございます。

以上、提案理由と内容について申し上げました。議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第48号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第49号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第49号、新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第49号、新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正について。

新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

下段に提案理由が掲載されております。

失効期限を延長し、共同賃貸住宅の建設を促進するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表も併せてご参照願います。

本町では、転出等による人口の減少の抑制と定住人口の増加を図るため、共同住宅の建設を奨励しており、平成17年度から今年度まで14年間にわたり、幾度かの制度改正を行いつつ、共同賃貸住宅建設にかかる助成制度に取り組んでまいりました。

この間、10棟52戸の共同賃貸住宅の建設がなされたところでありますが、本町の共同賃貸住宅の状況につきましては、現在もなお空きが少ない状況にあることから、事業期間の延伸を図るべく、条例の一部改正をしたいとするものでございます。

内容でございますが、第4条第1項中、平成31年1月31日を平成34年1月31日に、附則第2項中、平成31年3月31日を平成34年3月31日に改め、事業期間を3年間延長するというものでございます。

延長期間の設定につきましては、新十津川町第5次総合計画において、民間活力を活用した住宅の確保を取り組み事項としてうたっておりますので、総合計画とも整合性を鑑み、平成33年度までとするものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第49号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第50号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第50号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第7号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第50号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第7号。

平成30年度新十津川町一般会計補正予算第7号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,198万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1,649万7千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第50号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第7号につきまして、内容をご説明申し上げます。

初めに32ページ、33ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみご説明を申し上げます。総括、歳入。

12款、分担金及び負担金。補正額1万2千円。これは、保育所の広域入所に係る保護者負担金でございます。計6,580万1千円。

14款、国庫支出金。補正額54万円。これは、国民年金の法改正に伴うシステム改修に係る国庫補助金でございます。計3億4,440万8千円。

15款、道支出金。補正額195万円。これは、災害で被災した農業者に対する強い農業づくり事業補助金でございます。計4億8,402万2千円。

19款、繰越金。補正額948万5千円。これは、補正予算の財源として繰越金を充当するものでございます。計2,620万8千円。

歳入合計。補正額1,198万7千円、計63億1,649万7千円。

次に、歳出でございます。

1 款、議会費。補正額11万 2 千円、計5,106万 4 千円。財源内訳は、一般財源で11万 2 千円。

2 款、総務費。補正額164万円、計 7 億5,479万 2 千円。財源内訳は、一般財源で164万円。

3 款、民生費。補正額522万 9 千円、計 8 億5,208万 3 千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金54万円、その他で1万 2 千円、一般財源は467万 7 千円。

4 款、衛生費。補正額253万 6 千円、計 5 億7,453万 6 千円。財源内訳は、一般財源253万 6 千円。

6 款、農林水産業費。補正額195万円、計 5 億2,222万 9 千円。財源内訳は、特定財源、国道支出金で195万円でございます。

次、10款、教育費。補正額52万円、計 5 億3,437万 5 千円。財源内訳は、一般財源52万円。

歳出合計。補正額1,198万 7 千円、計63億1,649万 7 千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金249万円、その他で1万 2 千円、一般財源は948万 5 千円でございます。

次に、1 ページに戻っていただきまして、31ページをお開き願います。

債務負担行為補正について、ご説明を申し上げます。5 件、追加でございます。

事項、財務会計システム更新業務。期間、平成30年度から平成31年度まで。限度額697万 4 千円。これは、財務会計システムのオペレーティングシステムが、サポートを終了するため更新をする必要があり、来年の元号改正も併せて行うこととするため、平成31年度までの債務負担行為補正をするものでございます。

次、事項、改元対応に係るシステム改修業務。期間、平成30年度から平成31年度まで。限度額238万 1 千円。これは、本町で使用する業務システムの元号改正に係る改修を行うため、平成31年度までの債務負担行為補正をするものでございます。

次、事項、総合健康福祉センター中央監視装置更新業務。期間、平成30年度から平成31年度まで。限度額1,890万円。これは、ゆめりあの空調管理システムが故障したため更新が必要となりましたが、この更新に一定期間を要するため債務負担行為補正をするものでございます。

次、新十津川保育園仮設園舎設置業務。期間、平成30年度から平成31年度まで。限度額7,943万 2 千円。これは、保育園の改修に係る仮設園舎の設置に係る経費を平成31年度までの債務負担行為補正するものでございます。

次、事項、新十津川保育園物品等運搬業務。期間、平成30年度から平成31年度まで。限度額251万 9 千円。これは、保育園舎と仮設園舎との物品等運搬に係る費用の往復分の経費を債務負担行為補正するものでございます。

以上が、債務負担行為補正でございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。42ページ、43ページをお開き願います。

歳出。

1 款 1 項 1 目議会費。補正額11万 2 千円、計5,106万 4 千円。財源内訳は、一般財源11万 2 千円でございます。内容を申し上げます。事業番号 1 番、議会議員人件費11万 2 千円。これは、町議会議員の期末手当率の改正に伴う増額分を補正計上するものでございまして、

現行4.35か月分を4.4か月分とするものでございます。

次に、44ページ、45ページをお開き願います。

2款1項3目財産管理費。補正額5万3千円、計3億4,645万2千円。財源内訳は、一般財源5万3千円でございます。内容を申し上げます。事業番号6番、電子機器管理事務5万3千円。これは、元号改正に伴う統合宛名管理システムの改修に係る本年度分の費用を補正計上するものでございます。

次に、9目行政区費。補正額53万円、計3,590万2千円。財源内訳は、一般財源53万円でございます。内容を申し上げます。事業番号3番、行政区自治会館維持管理事業53万円。これは、自治会館のトイレの自動水洗が停電時に作動しなくなるという不具合がございますため、電源回線を発電器回路に接続させる改修をすることといたしまして、それにかかる費用を補正計上するものでございます。対象は、中央区、青葉区、徳富区以外の8か所でございます。

次、2項1目賦課徴収費。補正額58万1千円、計1,207万7千円。財源内訳は、一般財源58万1千円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、徴税賦課事務58万1千円。これは、元号改正に伴います町税賦課等システムの改修の本年度分費用について補正計上するものでございます。

次、3項1目戸籍住民登録費。補正額42万3千円、計2,335万4千円。財源内訳、一般財源42万3千円でございます。内容を申し上げます。事業番号4番、総合行政システム管理事業42万3千円。これは、元号改正に伴います住基システム、国保及び後期高齢者医療システムの改修に係る本年度分費用を補正計上するものでございます。

次に、4項1目選挙管理委員会費。補正額5万3千円、計43万9千円。財源内訳は、一般財源5万3千円でございます。内容を申し上げます。事業番号1番、選挙管理委員会運営事業5万3千円。これは、元号改正に伴います選挙システムの改修の本年度分費用を補正計上するものでございます。

次に、46ページ、47ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額347万6千円、計1億1,747万1千円。財源内訳、特定財源で国道支出金54万円。一般財源で296万6千円でございます。内容を申し上げます。事業番号3番、総合行政システム管理事業31万7千円。これは、元号改正に伴います健康管理、児童手当、子育て支援のシステム改修に係る本年度分費用を補正計上するものでございます。

次、事業番号5番、福祉事務61万9千円。これは、職員の退職に伴いまして運転業務従事の臨時職員分の賃金を補正計上するものでございます。

次、事業番号6番、国民年金事務54万円。これは、国民年金の産前産後期間の保険料免除に係る法改正に伴うシステム改修のための委託料を補正計上するものでございます。

次、事業番号13番、冬期生活助成事業200万円。これは、灯油価格の上昇に伴います生活の影響に鑑みまして、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯等の低所得世帯、低所得者世帯に対しまして冬季暖房費用の一部助成として1世帯当たり1万円分の商品券を交付するための費用を補正計上するものでございます。

次に、2項1目児童福祉費。補正額175万3千円、計2億3,681万6千円。財源内訳は、特定財源その他で1万2千円。一般財源で174万1千円でございます。内容を申し上げます。

す。事業番号3番、子育て支援センター管理運営事業39万7千円。これは、子育て支援センターのキッズルームの暖房機が故障いたしまして、修繕不能になったため、暖房機を更新する費用を補正計上するものでございます。

次、事業番号8番、保育所広域入所負担金129万5千円。これは、町外の保育所を利用する児童が転入等により、当初1名分を見込んでございましたが4名となったため、その不足する保育負担金を補正計上するものでございます。

次、事業番号11番、新十津川保育園増築改修事業6万1千円。これは、保育園増築に伴います仮設園舎設置に係る確認申請の手数料を補正計上するものでございます。

次、48ページ、49ページをお開き願います。

4款1項1目保健衛生総務費。補正額253万6千円、計2億3,765万7千円。財源内訳は、一般財源253万6千円でございます。内容を申し上げます。事業番号3番、後期高齢者医療療養給付費負担金253万6千円。これは、平成29年度の後期高齢者医療療養給付費負担金額の確定に伴います増額分費用を補正計上するものでございます。

次、50ページ、51ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額195万円、計3億9,167万8千円。財源内訳は、特定財源で国道支出金195万円でございます。内容を申し上げます。事業番号24番、経営体育成支援事業（被災農業者向け）、補正額は195万円。これは、国が災害で被災した農業者を支援するため、その対象農業者に補助金を交付するための費用を補正計上するものでございまして、本町は2戸の農業者が対象となっております。

次に、52ページ、53ページをお開き願います。

10款4項4目図書館費。補正額52万円、計3,309万6千円。財源内訳は、一般財源で52万円。内容を申し上げます。事業番号1番、図書館維持管理事業52万円。これは、今般、図書館のギャラリー展示におきまして、作品の盗難事案が発生いたしました。このような作品等の盗難防止やいたずら防止のため、パーテーションスタンドと防犯カメラを設置し、これらの事案を防止するものでございまして、これに係る費用を補正計上をするものでございます。

以上で、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第50号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第51号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、議案第51号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第51号、財産の取得について。

町は次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

取得の内容を申し上げます。

- 1、名称及び数量、インターネットシンクライアントサーバ機器一式。
- 2、取得の目的、システム機器の老朽による更新。
- 3、契約の方法、随意契約。
- 4、取得価格、3,294万円。

5、契約の相手方、札幌市中央区大通西3丁目11番地、株式会社北海道日立システムズ、代表取締役、中村公夫でございます。

内容でございますが、庁内業務で使用をしてございますインターネットシンクライアントシステムのサイバー器機の取得でございます。平成24年度に導入しましたインターネット新クライアントシステムが、導入から6年を経過し、保守サービスの提供を受けられない状況になったことから、これを更新し安定した事務環境の継続を図るものでございます。

なお、裏面に参考資料として、見積業者等記載してございますので、ご覧いただきたく思います。

以上申し上げます、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第51号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第52号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、議案第52号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第52号、公の施設の指定管理者の指定について。

町は、公の施設の管理を代行させるため、次のとおり指定管理者を指定する。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

指定管理者の内容を申し上げます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称、樺戸郡新十津川町字中央72番地48、新十津川保育園。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称、札幌市南区藤野4条5丁目20番1号、学校法人華園学園、理事長、山上博子。

3、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

内容の説明を申し上げます。

華園学園は、平成18年度から指定管理制度に基づき、円滑な運営のもとに園児の健やかな保育はもちろん、父母の会との関係においても適切に対応をしております。これまで指定管理に係る所定の手続を経て、今回上程する運びとなったところでございます。

以上申し上げ、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第52号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、13日は、議案調査のため休会となっております。

14日は、午前10時より開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 4 時51分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成30年第4回新十津川町議会定例会

平成30年12月14日（金曜日）

午前10時00分開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 委員会報告第6号 議員定数等調査特別委員会調査報告
- 第3 経済文教常任委員会審査報告
(委員会報告第7号)
- 第4 請願第2号 日米物品貿易協定交渉に関する請願
(討論及び採決)
- 第5 発議第2号 新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第6 議案第46号 新十津川町冬期生活助成事業に関する条例の制定について
(質疑、討論及び採決)
- 第7 議案第47号 新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第8 議案第48号 新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第9 議案第49号 新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第10 議案第50号 平成30年度新十津川町一般会計補正予算（第7号）
(質疑、討論及び採決)
- 第11 議案第51号 財産の取得について
(質疑、討論及び採決)
- 第12 議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について
(質疑、討論及び採決)
- 第13 発議第3号 日米物品貿易協定交渉に関する意見書
- 第14 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（11名）

- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 進藤久美子君 | 2番 | 杉本初美君 |
| 3番 | 鈴井康裕君 | 4番 | 小玉博崇君 |
| 5番 | 白石昇君 | 6番 | 西内陽美君 |
| 7番 | 安中経人君 | 8番 | 青田良一君 |

9番 長 名 實 君
11番 長谷川 秀 樹 君

10番 笹 木 正 文 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	平 田 智 子 君
保健福祉課長	遠 藤 久美子 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後 木 満 男 君
建設課長	谷 口 秀 樹 君
教育委員会事務局長	中 畑 晃 君
会計管理者	内 田 充 君
代表監査委員	山 本 忍 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高 宮 正 人 君
--------	-----------

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、1番、進藤久美子君。2番、杉本初美君。両君を指名いたします。

◎委員会報告第6号の報告、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、委員会報告第6号、議員定数等調査特別委員会調査報告を行います。

お諮りいたします。

本件につきましては、調査報告書が議長宛に提出されておりますので、議員定数等調査特別委員会委員長より報告を求めることにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

それでは、議員定数等調査特別委員会委員長より報告を求めます。

議員定数等調査特別委員会委員長、笹木正文君。

〔議員定数等調査特別委員会委員長、笹木正文君登壇〕

○議員定数等調査特別委員会委員長（笹木正文君） おはようございます。それでは、議員定数等調査特別委員会調査報告書を朗読をもって報告と致したいと思います。

委員会報告第6号。平成30年12月14日。新十津川町議会議長、長谷川秀樹様。

議員定数等調査特別委員会委員長、笹木正文。

議員定数等調査特別委員会調査報告書。

本特別委員会に付託された案件について、調査した結果を新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告する。

1、議件名、平成29年発議第6号、特別委員会の設置について。

2、付議事件、新十津川町議会議員定数及び報酬のあり方等に関する調査。

3、調査の経過、平成30年9月13日提出の中間報告以降、平成30年10月17日から平成30年12月10日、平成30年度第4回、第5回、第6回議員定数等調査特別委員会を開催をいたしております。

4、調査の結果、議員定数等調査特別委員会では、議会として、住民の負託に応える議会機能を維持するとともに、議員個々がやりがいを感じ、安心して活動ができる環境を整備するため、将来的に目指す、議会のあるべき姿を考え、検討を重ねてきた。

議会機能を支える基本的事項である議員定数及び議員報酬に関しては、平成30年第3回定例会において、そのあり方についての中間報告を行ったところである。

当特別委員会では、その後、議会がいかにあるべきかの原点に立ち、地方公共団体の意思を最終的に決定し、執行機関の行財政運営や事務処理、事業の実施が、すべて適法、適正に、かつ、公平、効率的、民主的に行われているかどうかを監視する議会の使命を果たすために必要な事項について協議を行ってきた。

ここに、議会があるべき姿に向うため、取り組むべき事項を記述し、最終報告とする。

(1) 議会活動の強化。ア、議員の資質向上。議員は、行政のチェックや行政の提案に対して賛否を示すだけではなく、具体的に提言をする力量、行政側と議論できる能力の向上を図ることにより、住民の信頼を得られ、より住みよいまちづくりを進めることができる。

よって、議員の資質の向上と知識の習得、さらには、意識の醸成を図るための研修計画を策定し、計画的、かつ、効果的な研修体系を構築し、議員の資質向上に努め、議会活動の強化を図る。

イ、監査委員の選任。監査委員と議会は、地方公共団体の執行機関をチェックする役割は共通であるが、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は、議会として、議会がもつ検査権、監査の請求権、調査権に基づく監視機能に特化することとし、議員の内からの監査委員の選任は行わないこととする。

ウ、各種審議会等の委員の就任。議員は、行政を監視し、住民の要望等を踏まえ行政に提言するという役割を有していることから、執行側の政策立案と密接に関連する附属機関の構成員となることは、その主旨に合致しない。

また、昭和28年1月21日自行行発第16号福岡県知事室長宛行政課長回答において、付属機関の構成員に議会の議員を加えることは、違法ではないが適当ではないとの見解が示されているように、二元代表制及び住民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員には就任しないこととする。

エ、議員間討議の促進。町政に関する課題等について、議員間での討議を活発に行い、論点を明確にし、さらに、議論を深めることにより意見を集約し、政策提言を行うため、議員間討議の充実を図る。

(2) 開かれた議会運営。ア、条例、規則等の見直し。議会の運営について、より一層の工夫をし、時代の流れを見越した体制をとり、円滑な議会運営を構築するとともに、住民にとってわかりやすく身近な議会となるよう次の条例、規則等の見直しを行う。

(ア) 新十津川町委員会条例、(イ) 新十津川町議会会議規則、(ウ) 新十津川町議会傍聴規則、(エ) 新十津川町議会運営基準。

イ、広報広聴活動の強化。議会の情報発信を行う議会だよりの発行と、町民と対話をして意見を聞く議会報告会の開催を継続するとともに、町民が議会に対する関心がより高まるように内容の工夫を図る。

また、議会フェイスブックをはじめとしたインターネット環境を積極的に活用し、特に

若年層を意識した情報発信に取り組む。さらに新庁舎の建設に合わせ、議会中継を実施し、今まで傍聴できなかった住民の方に対して情報の発信強化を図る。

ウ、議会サポーター制度。議会運営に関し、町民からの要望、提言、その他意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させ、議会の円滑かつ民主的運営の推進を図る。

(3) 明日へと続く議会。ア、議会基本条例の制定。新十津川町まちづくり基本条例では、第17条に町議会の責務、第18条に町議会議員の責務が規定されているが、これらの規定に対し、議会、そして、議員が、どう行動するのかを町民に示し、その行動を義務付けするため、議会基本条例の制定を検討する。

イ、町議会議員選挙公報。町議会議員選挙は、明日へと続く議会活動の第一歩ともいえる。議会の議員を選ぶ有権者は、候補者の氏名、経歴並びに政見を知ることにより投票行動へとつながっていくことから、選挙公報の発行、立会演説会等を実施し、町議会議員選挙への関心を高めるとともに、住民主体のまちづくりを進め、住民と共に歩む議会を創り出す。

以上をもちまして、議員定数等調査特別委員会の最終報告書と致します。

○議長（長谷川秀樹君） 議員定数等調査特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただ今の委員長報告に対して、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより委員会報告第6号を採決いたします。

委員会報告第6号について、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会報告第6号、議員定数等調査特別委員会調査報告は、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎経済文教常任委員会審査の報告、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、経済文教常任委員会審査報告を行います。

12月12日の定例会議におきまして、経済文教常任委員会に付託してございます請願第2号について、審査結果の報告を、経済文教常任委員会委員長よりお願いいたします。

経済文教常任委員会委員長、安中経人君。

〔経済文教常任委員会委員長、安中経人君登壇〕

○経済文教常任委員会委員長（安中経人君） おはようございます。ただ今議長より指示がありましたので、先日の会議において、当委員会に付託された案件についての審査の結

果について報告いたします。

付託された案件は、請願第2号。件名は、日米物品貿易協定交渉に関する請願ということで、委員会において審査した結果、採択すべきものとなりましたので、結果の報告を致します。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員会審査報告を終わります。

これより、経済文教常任委員会審査報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎請願第2号の討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、請願第2号、日米物品貿易協定交渉に関する請願を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

請願第2号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号、日米物品貿易協定交渉に関する請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（長谷川秀樹君） ただ今、採択と決定いたしました請願第2号につきまして、意見書を審議する必要がございます。

議案配付のため、暫時休憩いたします。

〔議案配布〕

〈暫時休憩〉

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎日程変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで、事務局長より日程の変更を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。

皆さまにお配りしております議事日程表をご覧いただきたいと思います。

日程第13の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第14とし、日程第12の次に

日程第13として、発議第3号、日米物品貿易協定交渉に関する意見書を追加していただきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

◎発議第2号の内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、発議第2号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

8番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） 議長からご指示をいただきましたので、発議第2号についての内容説明を申し上げます。

新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条の規定により提出するという事でございます。

提出者は、記載のとおりでございます。

裏面をお開きいただきたいと思います。

発議第2号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてということでございます。

提案理由でございます。平成30年8月の人事院勧告に準拠し、新十津川町議会議員の期末手当に関し所要の改定を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容をご説明いたします。

新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるとなっております。

表題は、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の230」とありますが、それを100分の235に改める。

第2条、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合にあっては100分の205、12月に支給する場合にあっては100分の235」を100分の220に改めるとするものでございます。

附則でございますけれども、この条例は、公布の日から施行することと致したいと思います。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するものとしたいということでございます。

続きまして、第1条の規定による改正後の新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、平成30年12月1日から適用するというところでございます。

次が、3でございますけれども、期末手当の内払ということでございます。改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関

する条例の規定に基づき支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすということでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。以上で、発議第2号の説明を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、発議第2号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6に入る前に、これから提案されます議案第46号から議案第52号の案件につきましては、12月12日の定例本会議において、提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますのでよろしくお願いいたします。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第46号、新十津川町冬期生活助成事業に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 何点かあるんで、ちょっと分けてお聞きしたいと思います。

まず1点目は、いわゆる福祉灯油と言われる生活弱者の方に対しての灯油代の助成、今まで、どういう方法で出していたのかという点について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） ただ今の8番議員さんのご質問にお答えいたします。

過去には、いわゆる福祉灯油と言われているもの出しております、直近では、平成26

年度の年に当時12月1日現在100円ぐらいの灯油代ということで、灯油100リットル分を業者で灯油を入れた時に、業者から町の方に請求をいただくということで、100リットル分までは、該当世帯については、現物で支給をするという形でやっておりました。

その前の年、平成25年も実施しておりました、その時も、灯油として100リットル分を支給したという方法で、実際行っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） はい、8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 今答弁があったような方法で支給されていたということでございますけども、ちょっと説明、欠けてたんでないかなと思うんですけども、12月1日の時点で灯油が100円を上回っていたらという条件があったように思うんですけど、その点はどうでしょうか、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） それですね、先ほど言いました、26年度の12月1日現在は、結果的には11月の下旬は100円を超えていたんですけども、1日では98円でございます。で、25年の年は12月1日現在103円という単価でございます、26年は100円を下回りましたけれども、100円にほぼ近いということから実施したというふうに捉えております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） すみません別けて、ちょっと頭が働かないもので少しずつやろうと思います。

今、ご答弁ございましたけど、そういう実態の中で、多分、規則等で支出してたんじゃないかなと思うんですけども、今般、新たにこのような形で、条例制定という形で提案されました。

今までの支出の方法が、例えば、監査委員から指摘があつて、これはまずいと。きちっと条例化しなさいというような指摘があったのかどうかということをお聞きすると同時に、今までの方法での支出方法では、まずいのかも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） 過去のこの福祉灯油についての支出方法ですけども、監査委員さんから、この規則によって支出していた行為自体を指摘を受けたということはないというふうに思っていますが、助成をするという行為自体を、やはり、本来であれば条例で定めて、町の施政を議員さんにお諮りして決定するという行為に至るべきだということで、今回は条例を制定して、正しい形で支出をしたいということで、自ら条例制定を選んだものでございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） そこで、この条例の作ったという経緯については、納得できる部分もあります。今までやっていたことは、あまり正しくなかったということだということになってしまいますと思うんですね。それは出し方は、あるいは弱者に対する支援は大いに賛成なんです。

でも、この条例は、支給基準のところが記載されていないので、非常に曖昧さを感じるん

ですね。今課長がおっしゃったように、100円前後の部分を目安にということで、私達議会は、町長の答弁は100円を上回った場合に支給すると言ったことでずっと進んできていたような感じを受け止めているんですね。それが今、実際の支給のあれからいくと、こちらの考えが間違っていたようなところもあったかもしれませんが、この条例にそれをやっぱり書き込むべきじゃないかなと思うんですね。

例えば、12月1日基準、1日の灯油単価を100円なら100円。あるいは、それを書き込んだ後に、町長の裁量で出したいのであれば、いろんな条例にあるように、町長が判断をした時には、この限りでないとかというふうなことを表現しておけば、きちっとした条例になると思うんですね。

で、私は今までの規則で出した方法で十分だと思うんですよ。これでやりますと、商品券の支給ですね。これに書いてあるのは、A灯油屋さんは商品券オッケー。B灯油屋さんは商品券扱いませんよというふうになった場合には、補助をしようという趣旨が伝わらないわけですね、この弱者の方々に。

笹木さんを目の前にしてあれですけども、全部の商工業者が、この商品券を取り扱っていないんでないかなというふうに理解してるんですけども、その辺のところも調査済みで、不利益を被るような業者と申しますか、そういうことが起きないんだということは、確かめられているのかも併せてお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） 今回の支給については、いわゆるふれあい商品券を皆さんに配付するという方法でして、灯油を買う際に、その商品券をお使いになるか、どういう形でお使いになるか。もしかしたら、最初にも言いましたけども、灯油に限らないということなので、こちらについては、電気で暖房を取っている方もいらっしゃいますでしょうし、極端な話をすれば、薪を焚いている方もいらっしゃるでしょうし、もしかしたら、冬季の暖房費という考え方ですので、こたつの布団を買うだとか、自分の身につけるものを買うだとか、用途は限っておりませんので、あくまでも燃料の業者さんで使われる方もいるでしょうし、それは、ご本人の考え方なので、議員さんがおっしゃるように、ふれあい商品券がすべての店舗では使えないかもしれませんが、ご自分が、この趣旨に沿った使い方で、町内のふれあい商品券を利用できる店舗で利用していただければと思っておりますので、いわゆる現金にほぼ近いという形で考えておりますので、電気代に結果的には使われるということも想定しておりますので、そこら辺は、どの店が使えないとか、使えるとかという概念ではなく、冬季の一部としてお使いいただきたいということです。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） それと最初に、4年前、5年前の時の基準100円を目安にということで、その当時、そういう発言はあったかと思えますけれども、先ほども議員さん、規則でいいんじゃないかというふうにおっしゃいましたけれども、説明としては、その当時100円の話は出てたと思います。で、実際に26年の時は言ったように、11月下旬の段階では100円は超えていたんですけども、ある程度基準としていた12月で100円をたん切って、実際的には年明けてどんどん、どんどん下がって70円台まで落ちた年でござ

いました。

それで今回も、今年は灯油が上がっているということで、どうするかという話はしたんですけれども、情勢が不安定だということで、いろいろ考えたんですけれども、その当時の考え方と今回は、継続性があるものだとは思っていただかないで、今回は今年度の助成事業でございまして、あくまでも今条例を制定して今年度限り、今年の灯油の上昇というか、原油価格の上昇に鑑みて、それを基準として、基本として、今年は暖房費用の助成をしようという考え方で、時限立法の条例を制定させていただいておりますので、過去の基準の100円はありましたけれども、今回もそれらを一応参考にはしましたけれども、100円という文言を入れて、それに拘るという考え方はございません。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） ご答弁いただきましたけども、支援することに反対するわけでないんですけども、行政の継続性という考え方からがいったら、これを全く新たに作り上げていくんだというふうな答えでございませうけど、提案理由には、冬季間の暖房費用の一部を助成しと書いてあるんですね。

だから、私が言いたいのは、ふれあい商品券みたいなもの出したら、寒いからってお酒買って飲んでも、それでもいいんですかというなことになるんじゃないですかということをお願いいたしますよ。

やっぱり、灯油なら灯油に限った形で支援をしたいのであれば、それが分かるような形で、助成を受けた方々も、そういう目的で使うというふうな流れを作ってやるのが、正しい支援の仕方だと思うんですね。

これだったら、本当にばらまきというか、悪い言葉で表現してしまっても、そんなことを言われても仕方ないような条例になってるんじゃないかなという気がしてならないんですね。

やっぱり、もうちょっと同じ支援をしていくんだったら、やっぱり前回やっていたやつ継続性をやっぱり維持しながら、その100円、新十津川は100円ではあれだから、90円でも補助しますというふうなことをきちっと書き込めるような条例にして、この商品券というのは、私はちょっと賛成いたしかねますので、もう一度、その辺のことをご答弁いただいて、これに関しての質問を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） 今までは、議員さんがおっしゃるように灯油の形で配付しておりました。それで、今回もいろいろ考えた中で話題になったのが、灯油じゃない暖房の人も、やっぱり家庭もあるだろうということで、前回もオール電化だったり、先ほども申しましたけれども、もしかしたら、こたつや、薪を焚いているだとかということも考えた時に、灯油に限るという方法はどうなんだということから、やっぱり冬のこの寒さの中で、これをしのいでいくためには、灯油に限る必要はないということから、今回はそれを広げた形でやらさせていただいたということです。

それで、90円でも進めたらいいとていう話がありましたけれども、これは政策ということで、町長の代わりに私が言うのもなんですけれども、町長の考え方として、今年は、こ

れでいこうということで、この先ですね、その時々々の灯油の値段などを参考に、これからずっとやっていくという判断は、今は至らないということで、あくまでも時限立法で今回はやるという判断にさせていただいておりますことをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） 条例の内容について、少し質問をさせていただきたいと思います。

今回、この社会的弱者世帯への負担緩和ということで、この社会的弱者世帯の考え方について、ちょっとご質問したいと思いますが、今回、第2条の方で、高齢者世帯と障害者世帯というふうになってます。で、この障害者世帯の対象が、本町の条例の場合は、身体障害しか対象になっていないという状況になっております。少しほかの町の要綱、条例等を確認をしますと、多くの自治体で、身体障害者だけではなく、療育手帳を持っている知的障害や精神障害者保健福祉手帳を持っている精神障害者も対象としているところが多い中、本町は、身体障害というところに限定しているというところで、この辺はなぜそうになっているかというところを質問したいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） この障害者世帯につきましては、おっしゃるとおり、障害の程度の重い方を対象としております。それで、過去にも福祉灯油の支給した中身と、この考え方は基本的には同じでやっております。

それで、障害の重い、重くないと言ったら変ですけども、1級、2級、身体障害者ですので、精神、おっしゃるとおり、知的等いろいろな障害をお持ちの方いらっしゃいますけれども、重度の方を限定しているということから、あと、ここにありますがけれども、施設に入所だとか、病院に入所してる方はもちろんここから対象外となられますので、今回、精神、知的については、該当者があまりいないということもあって、前回同様に、こちらの世帯については身体障害者のみ。それと、先ほど申しました特別障害者手当を受給してる方も重いだらうということで、こちらについては、世帯主じゃなくても該当者とさせていただいてるところでございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） ただ今の答弁をいただきましたが、実際、例えば、医療の重度の障害者の重度医療等は、精神障害者や知的障害者A判定も該当になります。

そういった意味では、重度の障害者は、身体障害ということには限らないというふうに思いますし、また高齢者世帯と一緒に暮らしている方の中には、やはり、精神障害が重度で働けなく、生活が困窮している方も、実際、いられます。

そういった方も、やはりその身体障害者手帳を持っていないと該当にならないというのは、非常にその社会的弱者世帯を見る範囲としては、かなり限定されて、また狭まって、本当に困っている方の負担軽減という部分では、漏れてしまうケースも出てくるんじゃないかなというふうに懸念しているんですが、ぜひやっぱりここには、他市町村と同じよう

に、精神障害や知的障害もしっかり加えてくべきではと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） 実際、療育手帳のA判定というふうに、例えば、したとしたときに、おっしゃるような、この高齢者世帯の中または障害者世帯の中で、世帯主の方で、そういう方がどんなにいるかというのちょっと実際はちょっと数字は把握しておりません。お子さんだったり、そういう方もいらっしゃいますし、あとは、A判定の場合は、もしかしたら先ほど言いましたように、グループホームなどの入所者も多いのかなというふうに思っております。

ですが、議員さんがおっしゃるように、高齢者のお父さん、お母さんと、例えば、A判定の息子さんなりがいたときの考え方も考慮してはどうかということでしたので、そこら辺は数字的には押さえておりませんでしたけれども、今回につきましては、弱者である重度の1級、2級の障害の重い方に限定させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

精神、知的につきましては、今年度につきましては、ここで追加ということは考えておりませんが、この先のその先というのが、今年度限りのこちらは時限立法ですけれども、もし次があるとしたときには検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） この条例の制定なんですけれども、委員会の方にもしお示しただければ、委員会で少し詳しく説明をしていただけたのかなとも思うんですが、それはありませんでしたので、申し訳ありませんけどちょっと詳しくお聞きすることになると思っております。私からは、4点まずお聞きしたいと思います。

その前に、ただ今の小玉議員の方からの精神障害者保健福祉手帳と療育手帳の方の話が出ましたけれども、あまり該当がないのではないかというお話がありましたが、本町の第7期高齢者福祉計画の中では、29年9月で、精神障害者保健福祉手帳1級の方が4人いらっしゃって、療育手帳でA判定もらっている方は18歳未満では4人、18歳以上は15人いらっしゃるということが発表されておりますので、あまりいないというお答えはちょっと、私は遺憾に思いました。

それでは質問させていただきます。

1問目です。支給の要件になりますけれども、第2条の（1）で3行目に、生計を明確に分離している場合は、この限りでないという条文があります。同じように、第3条、ページ6ページになりますけれども、第3条の（4）では、市町村民税を課税されている者が属し、又は同居している世帯、これは対象外になるという条文がございます。

そこで確認したんですが、世帯分離などによって住民票では別世帯となっても、実際には一つの家の中で同居している方が、町民税が課税されている場合は、交付対象にはならないという事でしょうか。それがまず1問目です、お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） 住民票のみで判断はいたしません。今ですね、一つ屋根の中で住民票を別にしてあるお宅は多数あるかと思いますが、これは、第2条の（1）ですね、生計を明確に分離している場合は、この限りでないですので、そこを判断させていただくということになります。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） 確認いたします。その場合には、交付はされないということでしょうか。

はい、それでは2問目なんですけど、お一人80万円以下という収入になっております。二人暮らしですと、合計160万円以下、3人暮らしなら240万円以下の世帯は、交付対象になりますか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） お一人世帯じゃなくて、複数人世帯の高齢者の世帯の話だと思うんですけども、その場合、80万円以下という要件は、世帯員一人ずつを見て80万円以下かどうかを判断し、世帯員全員が各々80万円以下であれば助成の対象ということになります。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 6番、西内博美君。

○6番（西内陽美君） すいません、4点と申しました。先ほど小玉委員が一つ質問ありましたので、私からは3点になりますが、最後の質問なんですけれども、これは、第7条に関してなんですけど、交付を受けた後で助成対象から外れた場合の返還義務についてお聞きしたいと思います。

第7条の条文では、あきらかに悪意をもって不正を働いたような場合には、返還義務ということを決めていますけれども、申請時に交付要件にあつて、申請して交付を受けたけれども、2月の末に例えば、入院をして、第3条の（2）のような状況になったときには、返還はしなくても良いというふうに解釈できるんですけど、それでよろしいですか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） 例えば、2月に申請をされて、その後、入院したとか、例えば、転出したとか、3月に。それであっても要件としては問題ございませんので、それは返還の義務はございません。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

8番、青田良一君。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） ただ今審議されている議案について、反対討論をさせていただきたいと思います。

生活弱者に対して支援をすることは、行政として正しい判断だと思いますし、私は大いに賛成したいと思います。

ただし、この条例の中身をずっと見てみますと、私は今まで実施をしていた方法が一番良いと思います。この商品券という形で、なぜ、こういう方法に改めていくのか、よく理解できません。

前のように灯油を入れて、その請求書をいただいて行政が処理するというので、何らかの不都合があったというふうな説明もありませんし、いわゆる生活弱者に対して、この趣旨は、あくまでも燃料費の部分を支援していこうというのが根本的な考え方であろうと思うんですね。

であるならば、従前の方法が何の支障も無かったということであれば、それが良いと思います。

商品券というのは、何に使われたかは把握することができません。その用途について、あいまいな形でいいんですよというふうな表現がありましたけれども、そういう方法でやるんだったら、提案理由から根本的に、暖房費というふうなことじゃなくて、生活全般に対する支援をするんだというふうなことでの説明があつてしかるべきかなというふうなことを、私は感じました。

したがいまして、その支援には賛成ですけれども、この条例については、賛成しかねるということで申し上げまして、反対討論としたいと思います。

議員各位のご賛同をお願いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 原案に賛成の立場での討論はございませんか。

6番、西内陽美君。

〔6番 西内陽美君登壇〕

○6番（西内陽美君） ただ今、新十津川町冬季生活助成事業に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例の制定につきましては、従来の福祉灯油という事業を継承するものではなく、今冬季に関する時限立法として、社会的弱者のために町長が政策として打ち上げてくださったものでございます。

ただ今、青田議員がおっしゃりましたように、灯油の暖房に限らず、その商品券でもって、どのような使われ方をするか分からないということに、いささかちょっと疑念があるというようなご発言がございましたけれども、世帯の中には、灯油だけでなく、いろいろな状況で冬をしのいでいらっしゃる方がいるということを遠藤課長から伺いましたし、その方が例えば、飲食に係わるものを買うとしても、ほかのものを切り詰めて、その方の生活をしのいでいただくことになれば、それはやはり、町民の幸せにつながるのではないかなというふうに思います。

条例の中身それにつきましても、いろいろと皆さま方からもご提案、ご意見ございましたが、やはり最終的には、社会的弱者と言われる、困っても頑張っている町民の皆さま方に、少しでも支援できることがないかと考えるのが、私達議会議員の役目ではないかと思っておりますので、以上を申し上げまして、私は賛成とするものでございます。

議員各位のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は、起立により行います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり決定しました。

したがって、議案第46号、新十津川町冬季生活助成事業に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開致します。

（午前11時10分）

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第47号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第48号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用

弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第49号、新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

6番、西内陽美君。

○6番（西内陽美君） お伺いいたします。12月5日開催の経済文教常任委員会の中で、委員さんからの質問の中に、民間アパートの空き室は調べたりはしないのかという質問があつて、所管課の方からは、民間の情報は持ち合わせていないという報告があつたということ、両常任委員会報告会の中で伺いました。

今回、この延期をして賃貸住宅の建設を促進するという事があるのですが、町内の住宅事情というのが、どういう状況になっているかということをお伺いしたいと思います。民間の住宅が不足しているという現状があるのか、そういった辺りが把握していないという答弁だつたという報告でしたので、ちょっとお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の6番議員の質疑にお答えいたします。

所管委員会での話はちょっと私、承知はしていなかったんですが、民間アパートの状況については、毎年、各戸厳密に調査をしているという状況にはございませんが、私共も職員の採用の関係上、いろいろなアパートの家主さん等とお話をさせて頂くことがございます。

現状においては、ほぼ満室の状態で、若干、空き室がありますという看板を目にするアパートもございますが、現状においては、ほぼ入居されていて、不足している状況というふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 6番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 今までの仕事を継続するという内容の条例だと思っておりますけれども、ほとんどが、この共同住宅建っている位置が、街の中だというふうに理解するんですね。

今、札沼線等の絡みの中で、都市計画の内容をいじるというか、それに合わせた形で、また、作っていかうという流れになっていると思うのですけれども、私は、この施策そのものではなくて、どこにでも建てて良いというような部分の流れが、町の景観だとか、いろんなことに鑑みて、果たして、そういうことが良いんだろうかというふうに思われてならないんですよ。何か空き地があって、補助がもらえるからって、無理やり狭い所に除雪のことも考えず建っているというふうに思われる所もないわけではないんですよ。

ですから、同じ助成するんであっても、同じアパートを建てるんであっても、周りの中で、じゃあ排雪はあなたはどうしますかというふうなことだとか、いろんなことを考えた上で助成をしてあげられるようにしていただきたいんですよ。

この考え方は、そういう細かいことはないわけでしょう。結局、建てますから、それに対してこれだけお金をやりますよということなんです。

だから、極端な言い方になりますけれど、善良な市街地形成が、こういう共同アパートが無差別に建っていくことによって、街の景観が損なわれていくような部分について、やっぱり都市計画という部分も兼ね備えて、しっかり計画を建てて、この場所だったらいんでないでしょうかというような部分を考えるべきでないかなと思うんです。

そこに民地というのがありますから、非常に難しい部分があるんでしょうけれども、それは、都市計画の中でやっぱり線引きをしてあげて、優良なところはこういう所に共同賃貸住宅建ててくださいよというようなことにできるようなことでやっていけばいいんじゃないかなというように思うんです。

その辺の細かいことは分かりませんが、簡単に言えば、個人住宅がいいなと思う所に、ぼんちこう大きなアパートが建ってきて、というふうなことについては、私は、お金出すだけでなく、そっちの面もきちっと管理と言いますか、指導と言いますか、街がどういうふうになったら綺麗になるかというようなことを考え合せながらやっていったら良いと思いますので、そういう事についての見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の8番議員の質疑にお答えいたしますが、今8番議員がおっしゃいましたように、市街地の適切という事ではないのですが、街並み形成という意味で、そういったアパートが急に建つといかがなものかというようなお話ありましたけれども、都市計画法によって用途区域、これが定められておりまして、建築できるもの、建築できないもの、こういったものが基準として定められております。

事業主の方は、この規制に則って、どういった建物を建てるのが可能なのかという事を判断し、かつ、そういった除雪のこと、街並み形成のことも、多分考え合せながら住宅の建設に至っているものというふうに考えてございます。

町として、ここの土地なら良し、ここはダメというようなことではなく、現行において

は、そういった法律の規制の中で建設がされていっていただければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第50号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第7号を議題といたします。

質疑はございませんか。

4番、小玉博崇。

○4番（小玉博崇君） 債務負担行為の補正について、ご質問したいと思います。

債務負担行為の新十津川保育園の仮設園舎設置業務において、今回、7,943万2千円ほど計上されているのですけれども、先の総務民生常任委員会でご説明があったというふうにお聞きしておりますが、当初の想定額よりは大幅高騰してきているというふうにお聞きしております。

そういったことで、今の段階でこの7,900なにがしのこの金額、こういったものにどれだけかかっているのか、その辺の内訳分かる範囲で教えていただければと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） それでは、ただ今4番議員さんの債務負担行為の新十津川保育園仮設園舎設置業務についての中身といいますか、金額の主なものを申しさせて頂きます。

こちらにつきましては、ご承知のとおり、プレハブの仮設園舎を設置するための費用でございまして、一番大きなものは、そのプレハブの建てる壁、屋根、床ということで、その物でございまして。それで基本のプレハブ、パタパタと組み建てるイメージですけれども、こちらは積雪地帯でございまして、寒冷地使用といいますか、屋根の加重だとか、そうい

う計算をしたりということで、そこに積雪使用のプレハブにするための費用が思いのほか一番大きな費用となっています。

建ててしまっていて、一か月当たり、リースですので、幾らというリース料払いますが、そちらについてはそれほどではございませんけれども、建設工事費が大きくて約5,000万ほど。その他に給排水設備がかかります。電気引き込み、水道の設置、排水設備、そういう設備工事だとか、今年の初めに補正いたしました杭、地盤の調査をしております、その杭も打たなければいけないということから、そこら辺も当初、こちらが予定していた金額よりも杭打ちの分が増額になっているというところではございます。

それで、厳密に言いますと、リース料だけで約400万弱ということで、リース代的には少ないですけども、あと、設置費の他に最後に解体する費用がかかりますので、打った杭も全部抜いて、元の状態に戻すということから費用が嵩んでおります。

ですが、一番大きな理由といたしましては、当初、保育園の保育室については、今の現園舎と同じ規模の保育室と思っておりましたけれども、保育園児の増加が見込まれるということで、保育室の面積、3歳から5歳までの3クラスについては、今の園舎より広い面積を仮設園舎でも確保いたしました、その分も若干増えてはおります。ですが、ほか抑えるところは極力抑えて、最小限の面積という事で考えたところではございますが、いろいろ積み上げていく中で、当初予定していたよりも増えた理由としては、先ほど申した建設費がやはり増嵩したということでございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） やはりお子さんが使う施設ですので、仮設とはいえ、しっかりした物を作らなければいけないというのは非常に分かるのですが、見ますと、約8か月間の使用の中で約8,000万ほどの経費というのは、いささか多い気が何となくする感じがします。

そういった意味で、更なるこの費用の圧縮というか、少しでも安く、かといってまた、子供達にとって不都合が生じないようにということは大前提なんですけども、それともう一つは、これだけしっかり仮設とはいえ建てるという中で、逆にこれを今後、何か使用していくとか、8か月後解体してしまうのではなくて、何かに使うというような考え方はないのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） 費用が高いので圧縮されてはというお話でございました。私共も実は、この積算に当たってもう何度も設計図面を見直して、減らせるところはもうほかにどこがあるんだ、どこがないんだということで、何回も何回もやって、圧縮した結果として、これは提案させていただいたものでございます。

それで、本当に高額な物を設置するというので、その先、園舎として使わなくなった時に、ほかの使い道はないのかということで、実は総務委員会の中でもそういうご意見をいただきました。

ですが、今の段階でこの仮設園舎をほかの用途で使うというものは、やはりないという事で、この予定どおり園舎として使用が終わった段階で解体して、元に戻すという事しか

道はないというふうに考えております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） 参考にちょっとお聞きしたいのですが、今ほど継続して使うことは今の段階では考えられないということですが、これもし継続して使うという事になったら、その後の経費はリース料だけが、この400万が毎年なのか、それとも8か月分の400万なので1年分に換算したリース料がかかっていくのか、その辺、もし分ければ教えていただければと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（遠藤久美子君） 今回はリースですので、おっしゃるように、リースをずっと続けるのか、もしかしたら、買取りという事が出来るかどうかというのもあるのですけれども、買取りできるとなると、基本的には値段は全然考え方が変わらなうのですけれども、ちょっとそこについては調べておりませんが、リースで例えば、3年、4年、5年というふうにこのまんまで続けるとすれば、若干長い期間借りることによって、リース代は若干安くなると思われますけれども、少なくとも維持に係るお金は発生いたしますので、リース代プラスその他もろもろということで、費用は当然掛かると思っております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 50ページ、51ページにあります、農業被災農家向けの補助金ということで、副町長から説明あったんですけど、ちょっと内容が良く分かりませんでした。担当課長が見えてますので、これがどのくらいの被害があつてというふうな事も含めて、少し詳細にお知らせいただきたいと思ひます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木満男君） それでは8番議員さんのご質疑にお答えいたします。

今回の経営体育成支援事業、被災者農業者向けの支援事業でございますが、9月の台風21号によりまして、被災した農業用施設の支援を行うというものでございます。

通常の補助率ですと3割補助なんですけど、今回は、被災者向けということで、補助率2分の1の事業となっております。

農林水産事業費の補助金としまして、農業者2件分でございます。1件につきましては、農業用パイプハウスの再設置と修繕、それぞれ1棟ずつ。もう1件が、農機具の格納庫の屋根の修繕1棟ということで、2件分で合計195万円の補助金を受けまして、それを支出するというような中身の今回補正計上とさせていただきます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第50号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第50号、平成30年度新十津川町一般会計補正予算第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第51号、財産の取得についてを議題といたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第51号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第51号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第52号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、発議第3号、日米物品貿易協定交渉に関する意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

7番、安中経人君。

〔経済文教常任委員長 安中経人登壇〕

○経済文教常任委員長（安中経人君） ただ今議長から指示を受けましたので、私の方から意見書について説明を申し上げます。

まずは請願第2号について、議員各位のご協賛いただいたことに誠にありがとうございました。これに基づいて、発議第3号として上程いただきましたものについて説明を致します。

手順としては、議長宛ということで、提出者は私、賛成者は記載のとおりでございます。それでは説明を申し上げます。

日米物品貿易協定交渉に関する意見書ということで、このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出するというところでございます。裏面をお開き願いたいと思います。意見書案でございます。

日米物品貿易協定交渉に関する意見書を朗読いたします。

北海道農業は、専門的な農家などが主体となり、重要品目である米、麦、大豆、てん菜、馬鈴薯、牛肉、豚肉、乳製品などを中心として、安全で安心な農畜産物の安定供給を図っている。加えて、地域の製粉工場、製糖工場やでん粉工場、乳製品工場などと密接な関係のもと、地域経済、社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

しかし、農産物輸出大国との経済連携交渉が北海道農業に大きな影響を及ぼしており、日豪EPAを上回るTPPイレブン、それを超える日EU経済連携協定といった農畜産物の市場開放政策が次々に進められ、多くの国民や農業者の懸念事項が払拭されないまま、TPPイレブン協定は本年12月30日に発効し、日EU経済連携協定も来年2月に発効される見通しである。

こうした中、米国政府が検討していた輸入自動車に対する25パーセントの追加関税を見送る代償として、新たに二国間による物品貿易協定交渉の開始に合意したことは、一層の農畜産物の市場開放へと繋がる恐れがあり、重要農畜産物の多くを抱える北海道は農業への甚大な影響に加え、取り巻く地域経済にも多大な影響が危惧される状況にある。

以上のことから、本町議会は、地域住民や農業関係事業者の不安を払拭するために、次の事項について十分に配慮するよう強く要望するということでございます。

記として、日米物品貿易協定交渉は、T P P水準を交渉のベースとしているが、米国政府の強行姿勢によって、更なる高い水準での農畜産物関税の削減、撤廃等を求められる恐れがあることから、毅然とした姿勢を貫き、安易な農畜産物関税協議は行わないこととするものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するというところで、案として、平成30年12月14日、北海道樺戸郡新十津川町議会議長、長谷川秀樹ということで、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済再生担当大臣に送るという事でございます。

議員各位には、よろしくご協賛のほどお願い申し上げまして、説明と致します。よろしくお願ひします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、日米物品貿易協定交渉に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございしますので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成30年第4回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦勞さまでした。

（午前11時39分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員